

塩竈市地域防災計画（素案）

第2編 津波災害対策編

平成25年10月

塩竈市防災会議

第2編 津波災害対策編 目次

第1章 総 則

第1節	計画の目的と構成	301
第2節	各機関の役割と業務大綱	306
第3節	宮城県内の地震・津波等観測体制	308
第4節	宮城県の津波被害	309
第5節	対象とする津波	318

第2章 災害予防対策

第1節	総 則	319
第2節	津波に強いまちの形成	321
第3節	海岸保全施設等の整備	323
第4節	交通施設の災害対策	326
第5節	都市の防災対策	327
第6節	建築物等の安全化対策	328
第7節	ライフライン施設等の予防対策	330
第8節	危険物施設等の予防対策	331
第9節	防災知識の普及	332
第10節	地震・津波防災訓練の実施	336
第11節	自主防災組織の育成	339
第12節	防災ボランティアの受入れ	340
第13節	企業等の防災対策の推進	341
第14節	津波調査研究等の推進	342
第15節	津波監視体制、伝達体制の整備	343
第16節	情報通信網の整備	348
第17節	組織体制及び職員の配備体制の整備	350
第18節	防災拠点等の整備	351
第19節	相互応援体制の整備	354
第20節	医療救護体制の整備	356
第21節	火災予防対策	357
第22節	緊急輸送体制の整備	359
第23節	避難対策	360
第24節	避難収容対策	367
第25節	食料、飲料水及び生活物資の確保	369
第26節	避難行動要支援者・外国人対応	371
第27節	複合災害対策	373
第28節	廃棄物対策	374

第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	375
第2節	情報の収集・伝達	383

第3節	災害広報活動	395
第4節	相互応援活動	396
第5節	災害救助法の適用	397
第6節	自衛隊の災害派遣	398
第7節	救急・救助活動	399
第8節	医療救護活動	401
第9節	消火活動	403
第10節	交通・輸送活動	405
第11節	ヘリコプターの活動	406
第12節	避難活動	407
第13節	応急仮設住宅等の建設及び被災建築物等の応急危険度判定	410
第14節	相談活動	411
第15節	避難行動要支援者・外国人対応	412
第16節	愛玩動物の収容対策	413
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	414
第18節	防疫・保健衛生活動	416
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬	417
第20節	廃棄物処理活動	418
第21節	社会秩序維持活動	420
第22節	教育活動	421
第23節	防災資機材及び労働力の確保	423
第24節	公共土木施設等の応急対策	424
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	426
第26節	危険物施設等の安全確保	427
第27節	農林水産業の応急対策	428
第28節	二次災害・複合災害防止対策	429
第29節	応急公用負担等の実施	430
第30節	防災ボランティア活動	431
第31節	海外からの支援の受入れ	432

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	433
第2節	生活再建支援	434
第3節	住宅復旧支援	435
第4節	産業復興の支援	436
第5節	都市基盤の復興対策	437
第6節	義援金の受入れ、配分	438
第7節	激甚災害の指定	439
第8節	災害対応の検証	440

第2編 津波災害対策編

地震による津波災害については、現象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。したがって、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、津波災害と地震災害とではおおむね同様とみなすことができる。

そこで、本編では、地震災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、津波災害対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示している。

なお、省略した他の内容については、地震災害対策編中の表記に関し、例えば「地震」及び「地震災害」を「津波災害」、「耐震性」を「津波に対する安全性」などとして、必要に応じ読み替えるものとする。

また、今回の見直しにあつては、「東日本大震災クラス」の地震津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、「レベル1」では「人命と財産を守る対策」を、「レベル2」では「人命を優先する対策」を最重要視し、必ず起きる災害に対して被害をできるだけ軽減していく「減災」の考え方を取り入れていく。そのため、レベル1に対応するハード対策では、津波をできるだけ軽減するとともに、それを超えるレベル2の津波に対しては、「地震があつたらまず逃げる」等、ソフト対策として防災教育の徹底など、人命優先したソフト対策を組み合わせしていく。

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある大規模津波に対処するため、津波災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、市・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、津波防災対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民の生命、身体、財産を津波災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模津波災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模津波災害に至らない場合にあってはこの計画を準用しながら対処するものとする。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、市域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねるものとする。

なお、法第3条の規定に基づき、本市は、市『全域』が推進地域に指定されている。【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「塩竈市地域防

災計画」の「津波災害対策編」として、塩竈市防災会議が策定する計画であり、本市の地域における津波防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、市がとるべき地震・津波防災対策の基本的事項、及び防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、市はこの計画に基づき具体的な計画を定めその推進を図る。

第3 計画の修正

1 修正の概要

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災計画書における方針、市の特性等を勘案し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正し、津波防災対策の確立に万全を期す。今回の修正においては、東日本大震災の教訓による津波対策を盛り込んだ修正を加えた。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

大津波が襲来し沿岸部や離島部を中心に甚大な被害をもたらした。市は東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

(2) 検証結果等の反映

主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、大震災から得られた教訓や課題のほか、国や県がまとめた「宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、修正可能なものから見直す。

(3) 国の防災基本計画の見直し、県防災計画の見直しの内容の反映

国の防災基本計画の見直しや、県防災計画の見直しの内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、津波対策編の見直しに反映する。

本計画策定時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、その検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

(4) 津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、特に東日本大震災では、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、「津波対策編」として、記述する。

第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

この計画は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を生かし、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期するため、次の事項について定める。

(1) 塩竈市及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

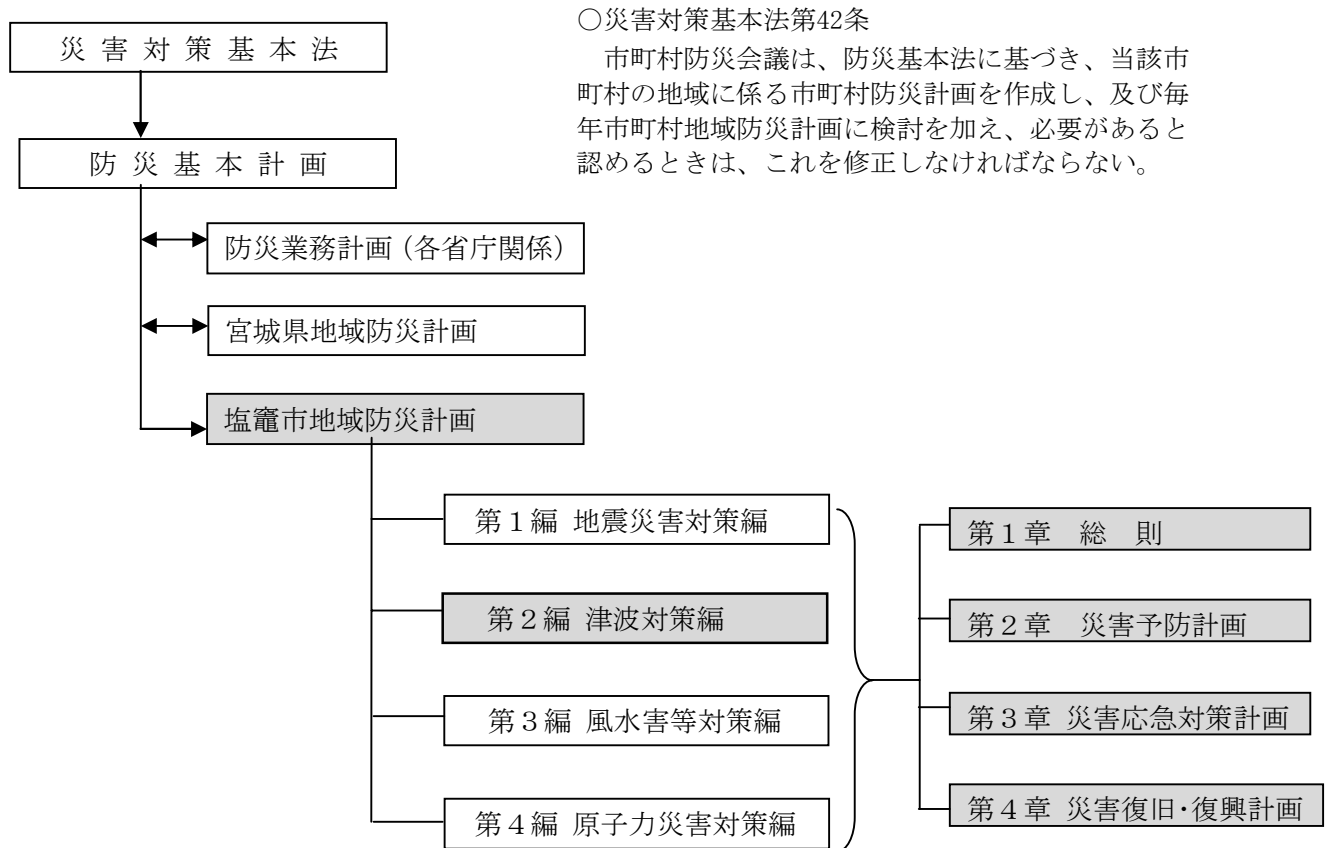
(2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画

(3) 情報の収集及び伝達、津波に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画

(4) 災害復旧・復興に関する計画

(5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進に関する計画

(6) その他塩竈市防災会議が必要と認める事項



第5 基本方針

市は、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、市域全体のインフラ強化、市民の自助・共助力の発揮、市の業務継続力の強化、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るための計画の樹立と推進にあたっては、次の方針を基本として実施する。

1 「減災」に向けた対策の推進

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災体制の確立を図る。
- (2) 最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。
- (3) 海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する。それを超える津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするなど、ソフト対策により人命が失われないことを最重視し災害に備えることとする。

2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

- (1) 津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となる。そのため、大きな地震が発生した場合、迷うことなく迅速かつ自主的に、できるだけ高い場所に避難を開始する避難行動の重要性を市民等に啓発し、防災意識の向上にも努める。
- (2) 津波警報・注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図る。
- (3) 具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備などの、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

3 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

市は、津波災害の特殊性を考え、行政による応急活動「公助」、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」が適切に役割分担される防災協働社会の形成

による減災の観点に立って、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、津波防災対策を推進する。

4 避難行動要支援者対応

要介護高齢者及び障がい者等、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者においては、避難に関する情報伝達、避難時の支援、離島等での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難行動要支援者の避難対策の充実・強化を推進するものとする。

5 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震・津波発生時において、地震及び津波の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報等、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

6 二次災害の防止

大規模地震・津波発生時の応急活動体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、通信施設・国土保全施設・ライフライン・公共施設等を迅速に応急復旧し、二次災害の防止に努める。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震・津波発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

8 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進するものとする。

9 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震・津波災害時における情報通信の重要性から、携帯電話等の情報通信ネットワーク

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行なうこととする。

11 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における市民の防災会議の委員への任命、及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

12 男女共同参画

女性は、防災・復興における主体的な担い手であることから、防災・復興に係る政策や方針の決定、事業の実施等、あらゆる場面でその活躍を推進していく。

13 円滑な復旧・復興

長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第6 計画の習熟等

本計画の内容は、防災関係機関並びに、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するよう努める。

さらに、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方

法により、本計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高めるものとする。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、津波災害防止のため相互に協力する。

第2 組 織

1 塩竈市防災会議

塩竈市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく塩竈市防災会議条例（昭和38年塩竈市条例第2号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

（地震編資料1－1 塩竈市防災会議条例）

（地震編資料1－2 塩竈市防災会議規定）

（地震編資料1－3 塩竈市防災会議構成員）

2 塩竈市災害対策本部等

市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条に基づく塩竈市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施するものとする。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織、及び運営等については、塩竈市災害対策本部条例（地震編資料1－4）及び塩竈市災害対策本部運営要綱（地震編資料1－5）において定める。

（地震編資料1－6 塩竈市災害対策本部組織）

（地震編資料1－7 各災対部の構成）

（地震編資料1－8 部事務分掌表）

（地震編資料1－9 非常配備体制区分）

第3 実施責任

1 塩竈市

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公

共性又は公益性を踏まえ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、災害対策基本法第7条の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

- (1) 東日本大震災では、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を実施したが、その能力には限界があったことから、市民は『自らの身の安全は自ら守る』ということを基本に、地震・津波に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- (2) 3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 過去及び今回の東日本大震災での災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震・耐浪化などに加え、重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4 処理すべき業務の大綱

市その他防災関係機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災に関する処理すべき事務又は業務の大綱は、

第1編 地震災害対策編 第1章 第2節 第4「処理すべき業務の大綱」の定めに準ずる。

第3節 宮城県内の地震・津波等観測体制

第1 国、県の観測体制

国の地震予知連絡会は、昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定された。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(84箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(19基)が設置されている。

国は、平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網の整備として高精度な津波即時予測システムを開発し、地震像の解明等を行うため、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）を東北地方太平洋沖へ整備している。

また、県は、防災対策上、地震等観測体制の強化が重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成15年7月28日に設置され、海溝地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立が図られている。

第2 市の観測体制

市は、浦戸諸島開発総合センター及びマリンゲート塩釜に設置した津波監視カメラによる観測体制を充実するとともに、塩釜地区消防事務組合は塩竈市西埠頭に検潮器を設置し、観測体制の強化を図っている。併せて国、県等の地震等観測機関との連携を密にし、津波防災対策における体制の充実を図るものとする。

第4節 宮城県の津波被害

第1 地理的特性と過去の津波被害

県は、三陸沿岸の南端に位置し、牡鹿半島を境に、北は典型的なリアス式海岸で、山地が海岸線付近までせまり、水深が深く奥深い大小の湾が続き、その海岸線は複雑になっている。また、南の仙台湾では、陸棚が沖まで発達し浅い海底が続いている。さらに、世界で最も地震活動が盛んな環太平洋地震帯に含まれているといった地形・地理的特性がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震による地震津波等の被害)を始め、過去に三陸地震津波(明治29年、昭和8年)や昭和35年発生の子リ地震津波など幾度もの津波による災害を経験し、東日本大震災においては、県内で1万人を超える死者・行方不明者が発生している。

過去の津波では、特にリアス式海岸の気仙沼市、女川町、旧志津川町(現南三陸町)での被害が大きかったが、東日本大震災では、石巻市以南の平野部も含め、県内沿岸部のほぼ全域で甚大な被害が発生した。

本市においても、昭和35年の子リ地震津波において、高さ3m前後の津波により死者2名、負傷者76名、また、東日本大震災において、本土では高さ4m前後の津波、浦戸では最大8mに及ぶ津波が押し寄せ、津波による死者47名、全壊、半壊など住家、非住家を合わせ約4,000棟に及ぶ大きな被害が発生している。

宮城県における主な津波災害(明治以降)は、次のとおりである。

宮城県における主な津波災害(明治以降)

名称 (災害種別)	区分	死者 (人)	行方 不明 者 (人)	重症 者 (人)	軽傷 者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流失 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流失	その他 被害	被害総額 (千円)	発生期日	震源	マグニ チュード	最大 波高 (m)
明治三陸地震津波 (大津波)		3,452		1,241				985						1896年 明治29年6月15日	三陸沖	8.2	
三陸地震津波 (津波)		308		145		528			1,520		948			1933年 昭和8年3月3日	三陸沖	8.1	只越 7
十勝沖地震 (津波)												有		1952年 昭和27年3月4日	十勝沖	8.2	雄勝 2
(地震・津波)													軽微	1958年 昭和33年11月7日	択捉島沖	8.1	
子リ地震津波 (大津波)		41	12	625	1,206	899	307	8,086	6,097	779	有	有	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	子リ沖	9.5	牡鹿 5.65
(津波)												有	89,657	1963年 昭和38年10月13日	択捉島沖	8.5	
(津波)												有	97,237	1964年 昭和39年3月28日	アラスカ 南部	9.2	
十勝沖地震 (地震・津波)		1		1					113	54		有	1,932,053	1968年 昭和43年5月16日	青森県 東方沖	7.9	
(津波)												有	5,5036	1994年 平成6年10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.43
2003年十勝沖地震 (津波)									8			有	95,426	2003年 平成15年9月26日	釧路沖	8.0	鮎川 0.3
(津波)													4,321,139	2010年 注2) 平成22年2月28日	子リ沖	8.8	鮎川 0.8
東北地方太平洋沖地震 (地震・大津波)※		10,402	1,324	504	3,607	85,414	152,512	—	15,475	12,894			9,189,204,065	2011年 平成23年3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上

※ H24.11.30 現在

注1) 地震発生日は 1960年(昭和35年)5月23日

注2) 地震発生日は 2010年(平成22年)2月27日

第2 津波対策の方向性

宮城県は海域での地震発生が多く、その影響を受けやすい地理的特性と、津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴がある。

本市は、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報・注意報等の情報収集・伝達の手順、避難勧告や避難指示の

発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。

第3 東日本大震災の津波災害の概況

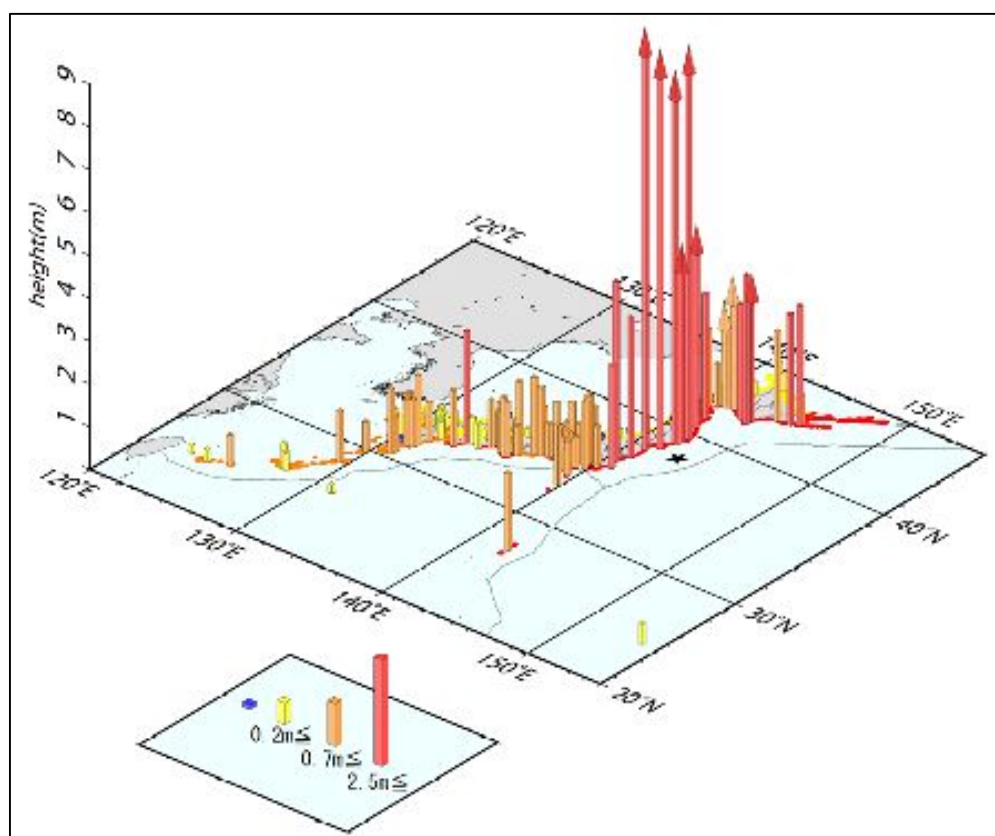
1 津波観測状況

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」は、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m、本市で4.8m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で1m以上の津波を観測した。

また、津波観測施設及びその周辺地域において現地調査を実施し、津波の痕跡の位置等をもとに津波の高さの推定を行った結果、地点によっては10mを越える津波の痕跡が確認されている。

この津波により東日本の太平洋沿岸各地で甚大な被害が発生した(災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 気象庁による。)。

東日本大震災における津波観測状況



※ 矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続波でさらに高くなった可能性があることを示す。

※ 当グラフは、気象庁が内閣府、国土交通省港湾局・海上保安庁・国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業株式会社の検潮データを加えて作成したもの。

気象庁資料

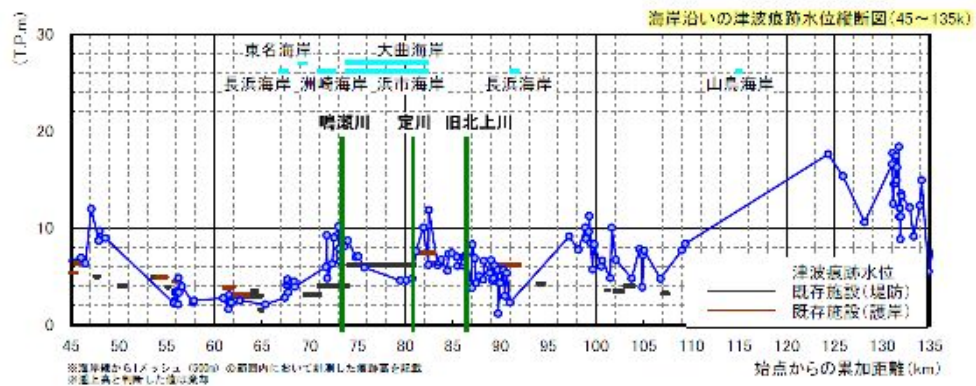
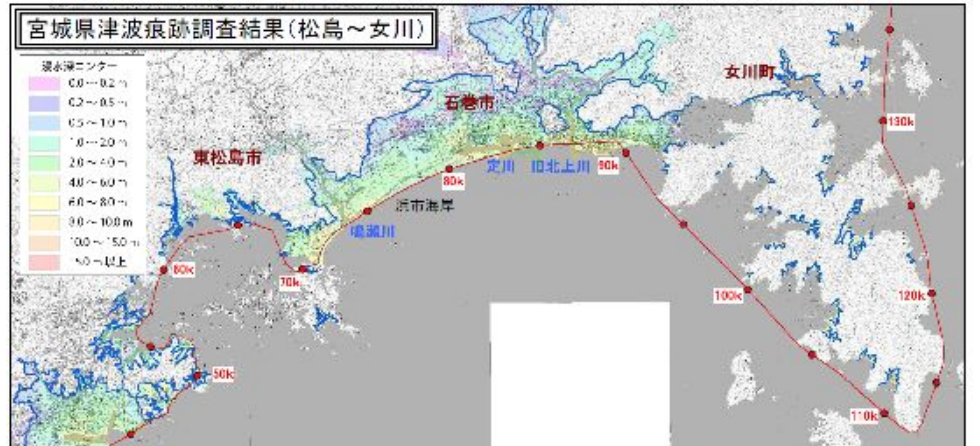
2 津波による浸水状況

東北地方太平洋沖地震により、本市を含め宮城県の沿岸15市町は甚大な浸水被害を受けた。また、最大浸水高は、南三陸町(志津川)のT.P. 19.6m、最大遡上高は、女川町のT.P. 34.7mとなっている。(津波痕跡図(松島町～女川町)参照)

なお、市域では塩釜港をはじめとする、臨海地区で浸水深が4mに達し、離島部においては8m超す浸水痕跡が確認されている。

津波痕跡図（松島町～女川町）

東日本大震災1年の記録(宮城県土木部) 津波の痕跡調査結果より



No	旧市町村	現市町村	面積 (ha)	合併市町村面積 (ha)	最大浸水高 (T.P.m)	最大遡上高 (T.P.m)
1	唐桑町	気仙沼市	129 ha	1833 ha	15.2 m	21.1 m
2	気仙沼市		1,087 ha		16.6 m	17.3 m
3	本吉町		617 ha		19.3 m	22.3 m
4	歌津町	南三陸町	310 ha	978 ha	18.1 m	26.1 m
5	志津川町		668 ha		19.6 m	20.2 m
6	北上町	石巻市	974 ha	7700 ha	14.4 m	17.8 m
7	雄勝町		152 ha		16.2 m	21.0 m
8	河北町		1,942 ha		5.0 m	8.8 m
9	河南町		446 ha		2.6 m	- m
10	石巻市		3,960 ha		11.5 m	12.0 m
11	牡鹿町		227 ha		17.5 m	26.0 m
12	女川町	女川町	293 ha		18.5 m	34.7 m
13	矢本町	東松島市	2,222 ha	3771 ha	7.6 m	- m
14	鳴瀬町		1,549 ha		10.1 m	- m
15	松島町	松島町	157 ha		2.8 m	- m
16	利府町	利府町	14 ha		6.3 m	- m
17	塩竈市	塩竈市	433 ha		4.8 m	- m
18	七ヶ浜町	七ヶ浜町	520 ha		11.6 m	- m
19	多賀城市	多賀城市	623 ha		5.5 m	- m
20	仙台市宮城野区	仙台市宮城野区	2,092 ha		13.9 m	- m
21	仙台市若林区	仙台市若林区	2,775 ha		11.9 m	- m
22	仙台市太白区	仙台市太白区	110 ha		2.1 m	- m
23	名取市	名取市	2,740 ha		11.8 m	- m
24	岩沼市	岩沼市	2,828 ha		10.5 m	- m
25	亶理町	亶理町	3,493 ha		8.1 m	- m
26	山元町	山元町	2,441 ha		14.6 m	10.4 m
	総計		32,801 ha			

※ 面積は、合併前の旧市町と合併後に区分した。

※ 痕跡高は、最大浸水高と最大遡上高に区分した。平野部については内陸部ほど津波高が低くなり浸水高が最も高くなることから、遡上高については記載していない。

3 津波の到達時間

津波の到達時間は、石巻市鮎川で約40分（最大波）であった。

4 本市における被害状況

本市における津波による家屋被害は、り災証明から次のとおりである。

住家などの被害（平成25年4月）（単位：戸）

	種 別	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部破損	計
津波	住 家	478	1,099	392	266	2,235
	非住家	290	714	251	87	1,342

なお、これらの内訳と被災状況は異なるものの、市基本図（縮尺2,500分の1）ベースによる、家屋分布等より算出された被災状況は次のとおりである。（表2-1-3-1 東日本大震災による塩竈市の地区別津波被災総括表 参照）

（1）浸水面積（ha）

総面積は395haで、そのうち浸水深2m以上の浸水区域は65haで、浦戸寒風沢、浦戸桂島、浦戸野々島の離島部、北浜4丁目等の地区で、広く高い浸水を被っている。

（2）浸水建物数

浸水建物は3,300棟を超え、そのうち、1m以上の浸水被害となった建物は1,280棟で、浦戸寒風沢、浦戸野々島、港町2丁目、北浜1丁目では2m以上の被災棟数が50棟を超えている。

（3）被災人口

浸水域の人口は7,500人を超え、そのうち1m以上の浸水域の人口は約2,670人、2m以上では約680人となる。

なお、市の年齢別人口（H22国政調査行政区別人口）から推計した、被災人口の年齢別の内訳は次のように算出される。

- ① 15歳以下被災人口： 770人
- ② 16～64歳被災人口：4,632人
- ③ 65歳以上被災人口：2,169人

（4）津波浸水区域の避難所・公共施設

津波浸水区域に立地する避難所は4箇所存在する。これらの避難所の利用に関しては、災害事象ごとに使い分けが必要である。

また、防災機関として位置づけられる公共施設は15箇所存在しており、日ごろから津波浸水に関する対策に留意しておく必要がある。

5 津波要避難地域

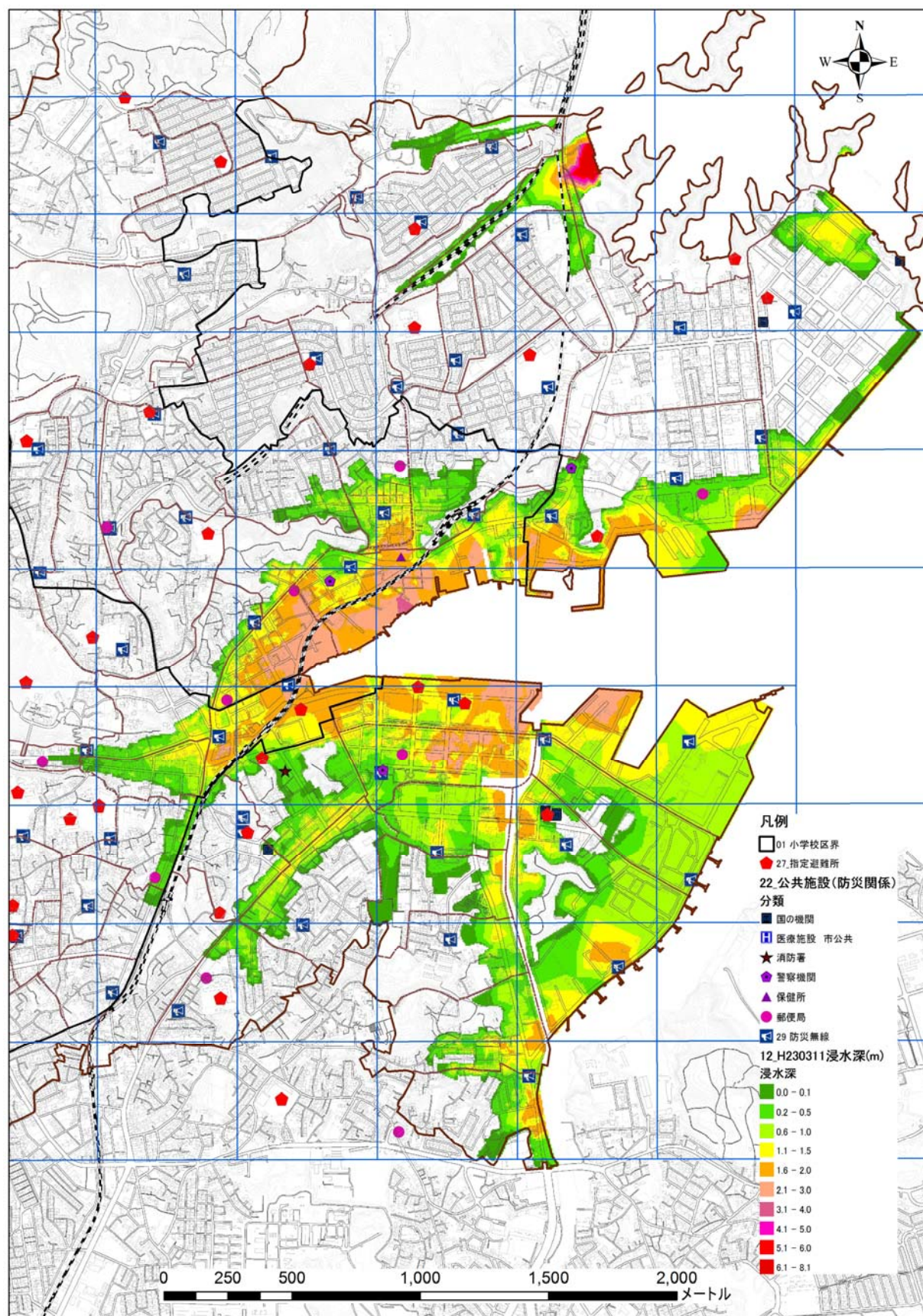
本津波による津波浸水区域については、基本的に要避難地域と設定されるが、その縁辺についても低地部では、要避難地域として留意する必要がある。

<東日本大震災による塩竈市の地区別津波被災総括表>

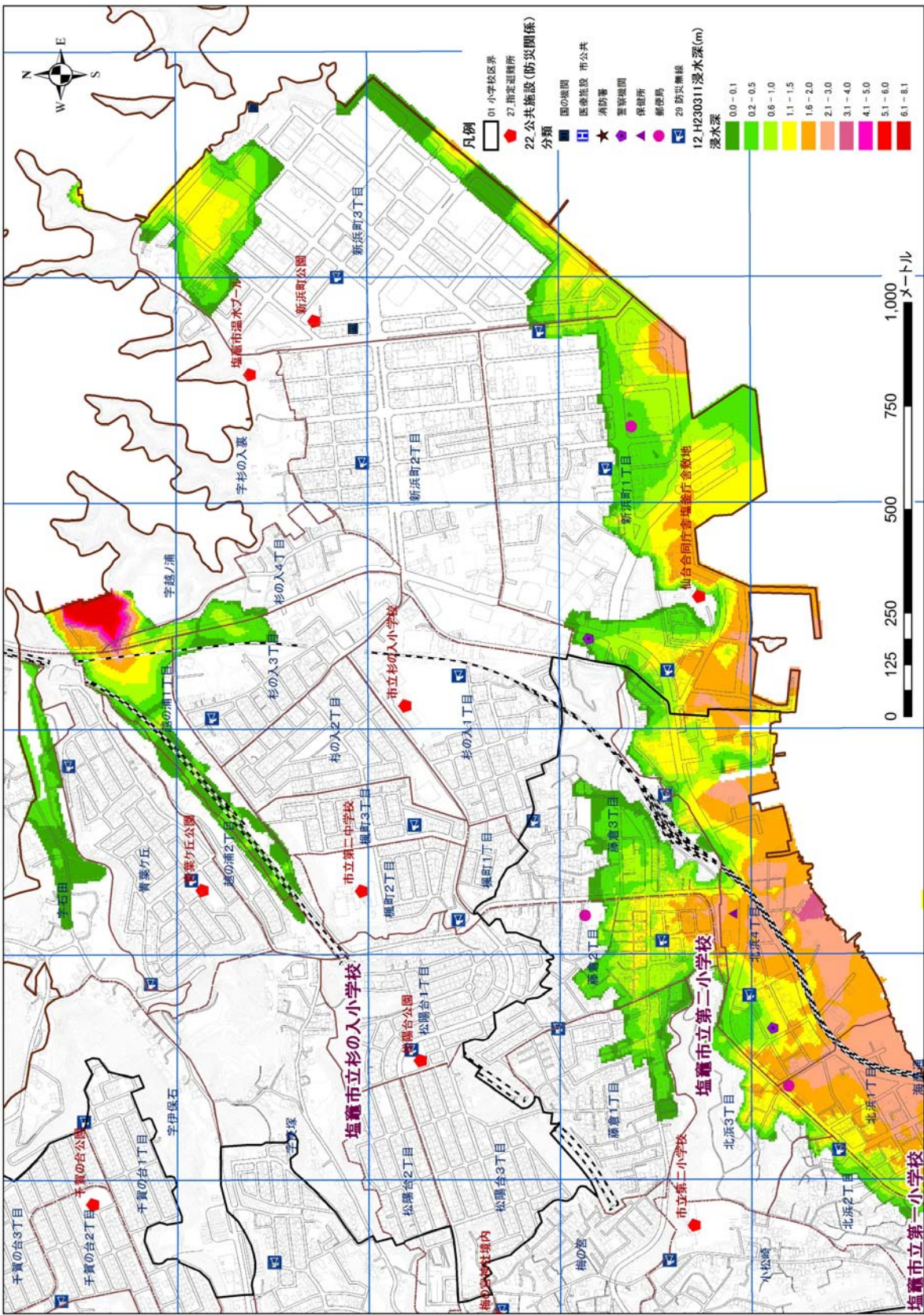
東日本大震災による津波被災総括															
学校区	地 区 名	浸水面積 (ha)				浸水建物数				被災人口				防災関連施設被災	
		全体	1m未満	1～2m	2m以上	全体	1m未満	1～2m	2m以上	全体	1m未満	1～2m	2m以上	指定避難所	防災機関
杉の入 小学校	字石田	2.3	2.3	0.0	0.0	7	7	0	0	25	25	0	0		
	字杉の入裏	0.2	0.1	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	字越ノ浦	2.4	0.3	0.5	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0		
	青葉ヶ丘	0.1	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	越の浦1丁目	4.1	3.0	1.0	0.1	4	4	0	0	11	9	1	0		
	越の浦2丁目	0.3	0.3	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	杉の入4丁目	1.3	1.1	0.1	0.1	10	8	0	0	24	22	0	1		
	新浜町3丁目	12.3	8.9	3.4	0.0	37	29	7	0	14	12	3	0		
	杉の入3丁目	1.1	1.1	0.0	0.0	8	8	0	0	23	23	0	0		
第二 小学校	新浜町1丁目	27.2	15.2	10.3	1.6	114	76	35	3	189	127	58	5		2
	小 計	51.1	32.3	15.3	3.5	180	132	42	3	286	218	62	6	0	2
	藤倉2丁目	6.4	3.7	2.5	0.2	194	114	75	6	606	355	234	17		
	藤倉3丁目	5.5	4.7	0.6	0.2	106	94	11	2	376	329	39	8		
	藤倉1丁目	2.6	2.6	0.0	0.0	90	89	1	0	284	281	2	0		
	北浜4丁目	24.5	5.5	12.1	6.9	155	44	71	40	507	145	233	130		2
	北浜3丁目	2.5	1.4	1.1	0.0	41	17	24	0	97	40	58	0		
	北浜2丁目	1.3	1.2	0.1	0.0	26	24	2	0	63	56	5	0		
	北浜1丁目	11.1	0.9	5.4	4.9	195	19	107	69	695	69	381	245		3
第一 小学校	小 計	53.9	20.0	21.7	12.2	807	401	291	117	2,628	1,275	952	400	0	5
	西町	0.1	0.1	0.6	0.0	4	4	11	0	14	14	27	0		
	宮町	3.4	2.8	0.0	0.0	63	52	0	0	152	125	0	0		
	海岸通	12.9	1.4	10.2	1.3	135	10	99	26	219	16	161	42	1	
	本町	5.9	4.8	1.0	0.0	142	123	19	0	260	225	35	0		
第三 小学校	佐浦町	0.3	0.3	0.0	0.0	10	10	0	0	29	29	0	0		
	小 計	22.5	9.3	11.8	1.3	354	199	129	26	674	409	223	42	1	0
	港町1丁目	13.5	1.2	9.5	2.7	69	11	46	11	107	17	71	18	2	
	貞山通1丁目	24.5	12.4	10.2	1.8	27	15	9	2	0	0	0	0		
	尾島町	10.8	9.3	1.6	0.0	260	218	41	0	662	557	106	0	1	3
	港町2丁目	15.9	7.0	6.7	2.2	219	70	98	50	480	153	216	111		2
	貞山通2丁目	14.8	14.1	0.7	0.0	57	55	2	0	156	152	3	0		
	貞山通3丁目	28.7	20.9	7.8	0.0	76	51	26	0	110	73	38	0		
	旭町	2.3	2.2	0.1	0.0	26	25	1	0	154	145	8	0		
	中の島	11.4	9.3	2.0	0.1	74	57	16	0	102	79	23	0		
	南町	2.0	2.0	0.0	0.0	58	58	0	0	179	179	0	0		1
	新富町	6.7	5.7	1.0	0.0	131	113	18	0	477	410	66	0		
	舟入1丁目	4.9	3.9	1.0	0.0	21	18	3	0	114	97	16	0		
	錦町	0.1	0.1	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	舟入2丁目	3.6	3.2	0.4	0.0	39	37	1	0	193	184	7	0		
	花立町	2.4	2.4	0.0	0.0	53	53	0	0	183	183	0	0		
	牛生町	9.1	6.5	2.7	0.0	119	93	26	0	369	287	82	0		
瀬戸第二 小学校	芦畔町	6.0	4.5	1.5	0.0	91	74	17	0	331	270	61	0		
	小 計	156.7	104.7	45.1	6.9	1,320	948	304	63	3,617	2,786	697	129	3	6
	浦戸朴島	5.2	5.2	0.0	0.0	58	58	0	0	22	22	0	0		
	浦戸寒風沢	59.2	26.1	9.1	24.0	258	115	44	99	131	58	22	50		
	浦戸野々島	21.6	10.4	5.7	5.5	155	50	51	54	70	22	23	25		1
浦戸桂島	浦戸桂島	20.9	8.1	1.3	11.6	123	77	12	34	108	67	10	30		
	浦戸石浜	4.1	3.3	0.4	0.3	93	83	8	2	35	31	3	0		1
	小 計	111.0	53.1	16.5	41.4	687	383	115	189	366	200	58	105		2
総 計		395.3	219.5	110.3	65.3	3,348	2,063	881	398	7,571	4,888	1,992	682	4	15

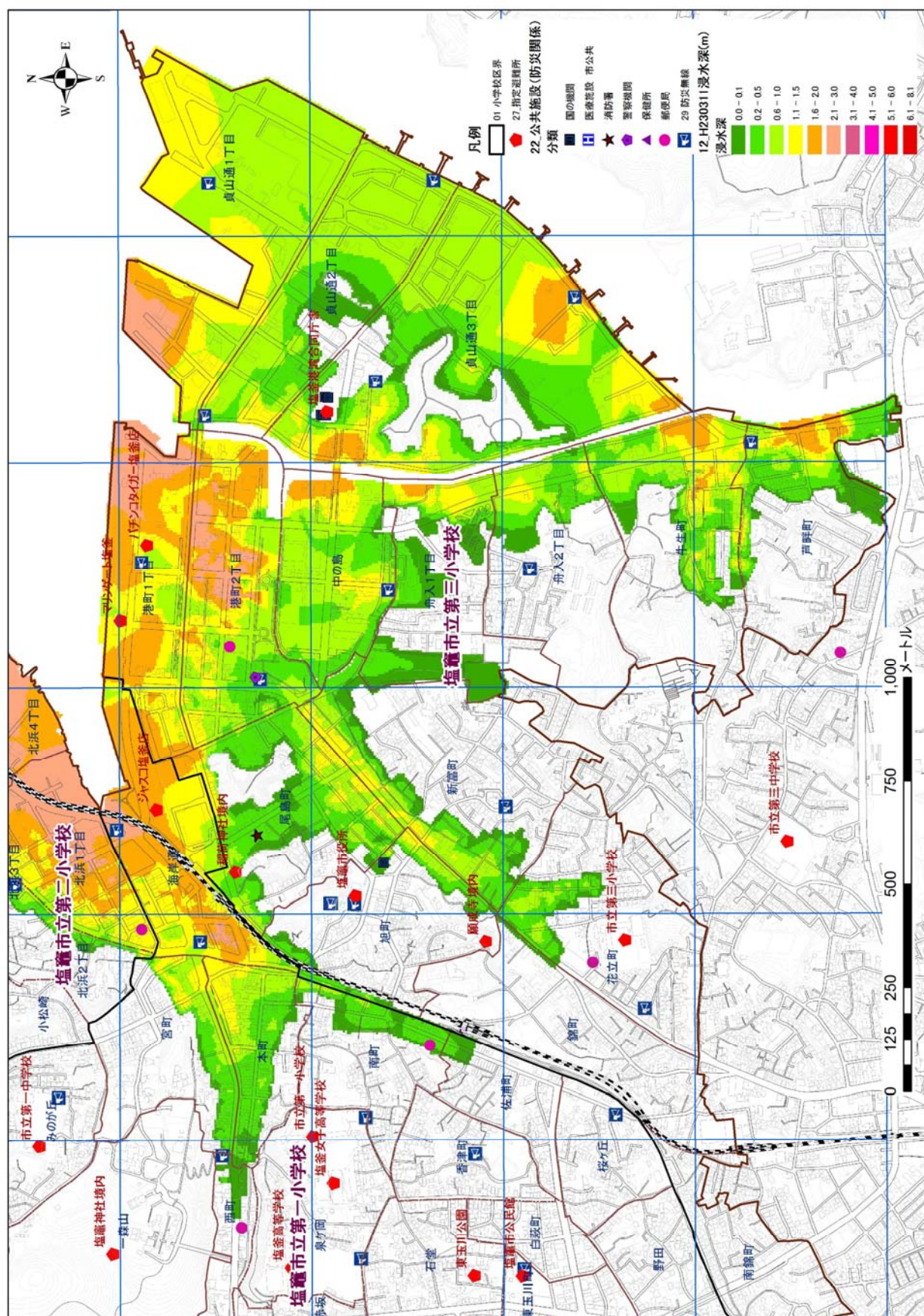
注)：縦横計の集計値においては、四捨五入の関係で一致しない場合もある。

＜ 東北地方太平洋沖地震による市域の浸水範囲と浸水深（本土部） ＞



< 東北地方太平洋沖地震による浸水域と避難所等の防災関連図（本土北部） >





第5節 対象とする津波

東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により甚大な被害が発生した。

このため、今後想定される津波を新たに設定しその対策に努める。

第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方

津波災害対策の検討に当たり、県が実施する科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

- 1 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定した被害想定を行い、減災目標を設定する。
- 2 その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

第2 想定される津波の考え方

1 人命を優先する対策（レベル2）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、市民等の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。

2 人命と財産を守る対策（レベル1）

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

第3 地震津波被害想定について

県では、過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じるため、昭和 59 年度～61 年度の第一次から平成 14 年度～15 年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次被害想定調査から 8 年が経過した平成 23 年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり中断している。

そのため、次期被害想定調査については、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

本計画では、県による被害想定結果が出るまでの間、前節で示した東日本大震災津波による本市の津波被災を、想定される最大クラスの津波としてその被害を勘案した計画とする。

第2章 災害予防対策

第1節 総 則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、地盤沈下など、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、県内でも1万人を超える死者・行方不明者の発生、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞や経済的損失となり、本市をはじめとする県沿岸部は甚大な被害を受けている。

さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、伝達状況、市民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

地震及び地震に伴い発生した大津波により、市庁舎の被害は少なかったが、災害対応の中心となる宮町庁舎や保健センターが被災し、移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

物資を備蓄していた避難所や倉庫は津波の被害に遭わなかったが、ガソリンなど燃料が不足した。特に離島部では海上からの輸送ができず、多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について台帳を整備していたが、避難者が8千人を超え、要支援者の安否の確認に時間を要した。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 津波被害の拡大

過去の経験等から、地震直後に避難しなかった住民も多かった。

7 避難指示等の市民への情報途絶

地震による広域的な停電、市の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえにくかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

8 津波からの避難の阻害

避難場所が津波の被害にあったり人が多くて入りきれなかったり、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞の発生など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第2 基本的考え方

津波から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる町づくり実現のため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と、津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせ、津波災害予防対策を実施するものとする。

第3 想定される津波の考え方

1 人命を優先する対策（レベル2）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波）

最大クラスの津波の対策は、次のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進する。

- （1）あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸とした、市民の防災意識の向上
- （2）海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等
- （3）臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策の実施

2 人命と財産を守る対策（レベル1）

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波（宮城県沖地震、昭和三陸地震津波）

人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波等（明治三陸地震津波、チリ地震津波）

- （1）必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備を図る。
- （2）「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。
- （3）本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。

なお、本計画は、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成するが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

第2節 津波に強いまちの形成

目 的

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 津波浸水想定

市は、県が実施する津波浸水想定（津波災害のおそれのある区域）について市民へ公表し、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に実施する。

第2 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定避難所及び避難場所・津波避難ビル等、さらには避難路・避難階段等の整備など、避難関連施設の計画的整備に努める。

また、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

第3 計画相互の有機的な連携

市は、地域防災計画や他の計画等の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

第4 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を、社会的条件・自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め推進することとする。また、県の事業実施に当たってはそれに協力する。

1 計画期間

平成23年度～平成27年度

2 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、本市は地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定されている。

3 対象事業の範囲

市は、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・改善を促進する。

第5 長寿命化計画の作成

市及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第6 石油コンビナート等防災計画への対応

石油コンビナート等特別防災区域に係る市及び特定事業所は、石油コンビナート等災害防止法第6条第2項の規定に基づき、「宮城県石油コンビナート等防災計画の第3章第8節」に定める、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備に努める。

第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

2 津波災害警戒区域に関する対応

市は、県により津波災害警戒区域の指定があった場合に、以下の対応を行う。

(1) 地域防災計画での考慮

市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに以下の事項について、名称及び所在地等を定める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①津波に関する情報②予報及び警報伝達に関する事項③指定避難所及び避難場所及び避難経路に関する事項④津波避難訓練に関する事項⑤主として避難行動要支援者が利用する社会福祉施設⑥学校⑦医療施設 |
|---|

(2) 避難行動要支援者等が利用する施設での対応強化

市は、津波災害警戒区域内において、主として避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(3) 市民への周知徹底

市は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について、これらの事項を記載した印刷物の市民への配布等による周知を行う。

(4) 施設所有者又は管理者の取組支援

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成、又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(5) 津波による危険の著しい区域への対応

市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

第3節 海岸保全施設等の整備

目 的

市は、防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するため、宮城県が下記の趣旨により設置した海岸保全施設等の開閉操作、並びに必要な保守点検を実施し、津波防災対策の推進を図る。

東日本大震災のような最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備高を大幅に高くすることは、費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、海岸保全施設等の整備は、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して進める。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 海岸保全施設等の整備

宮城県内の海岸総延長は約 828km で、8 市 7 町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。

特に三陸南沿岸においては、過去何度も津波災害に見舞われている。

本市の海岸線は、浦戸諸島を含めると総延長約 44km に及び、防潮門扉等の海岸保全施設数は 91 箇所となっている。（津波編資料 1 海岸保全施設に関する資料参照）

1 事業の実施

(1) 仙台塩釜港・塩釜港区の港湾施設が東日本大震災によって被害を受け、岸壁が地盤沈下しているなど機能が低下している。また、防潮堤が未整備となっている北浜地区において、緑地護岸の早急な整備が必要であり、次の事業を実施する。

- ① 防潮堤の復旧・整備促進（県事業）
- ② 北浜防災緑地護岸の整備促進（県事業）

(2) これらの事業のほか、各海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防(防波堤)、防潮水門等海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に次の事項に配慮して整備する

- ① 各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
- ② 津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。
- ③ 避難口を設置する場合は、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域の状況を踏まえて、十分に配慮する。

2 陸閘等の維持管理

各海岸管理者及び開閉操作者は、既設防潮水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、市防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

3 海岸保全施設被災時の対策

各海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう、施設の補修または新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

4 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期すものとする。

5 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計画堤防高を決定する。

なお、市域の基本堤防計画高は、チリ地震を対象とする海岸名「松島湾」で代表高 T.P. 4.3 m である。

基本堤防計画高一覧（宮城県）

基本計画堤防高一覧

単位：m（T. P.）

地域海岸名	今次津波 痕跡高	対象地震	基本計画堤防高			
			代表高	起点	終点	高さ
唐桑半島東部	14.4	明治三陸地震	11.3	岩手県境	真崎	8.0
				真崎	御崎	11.3
唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	11.2	御崎	大明神崎	11.2
唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	9.9	田の浜	鶴ヶ浦	9.9
気仙沼湾	14.6	明治三陸地震	7.2	鶴ヶ浦	岩井崎	7.2
気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	5.0	潮見町	港町	5.0
				港町	魚町	6.2
				魚町	大浦	5.0
大島東部	12.1	明治三陸地震	11.8	大初平	龍舞崎	11.8
大島西部	12.1	明治三陸地震	7.0	大初平	浦の浜	7.0
				浦の浜	田尻	7.8
				田尻	龍舞崎	7.0
本吉海岸	18.8	明治三陸地震	9.8	岩井崎	大沢	9.8
				大沢	蔵内	14.7
				蔵内	石浜	9.8
志津川湾	20.5	想定宮城県沖地震	8.7	石浜	松崎	8.7
				松崎	神割崎	7.3
追波湾	14.9	明治三陸地震	8.4	神割崎	十三浜	6.5
				十三浜	大須崎	8.4
雄勝湾	16.3	明治三陸地震	6.4	大須崎	尾浦	6.4
雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	9.7	小島	雄勝	9.7
女川湾	18.0	明治三陸地震	6.6	尾浦	崎山	6.6
				湾口防波堤内		5.4
				崎山	寄磯崎	6.6
牡鹿半島東部	20.9	明治三陸地震	6.9	寄磯崎	浜畑	6.9
				浜畑	祝浜	9.1
				祝浜	黒崎	6.9
牡鹿半島西部	10.5	チリ地震	6.0	黒崎	渡波	6.0
万石浦	2.4	チリ地震	2.6	祝田	長浜	2.6
石巻海岸	11.4	高潮にて決定	7.2	長浜	洲崎	7.2
松島湾	4.8	チリ地震	4.3	洲崎	代ヶ崎	4.3
七ヶ浜海岸①	8.9	明治三陸地震	5.4	代ヶ崎	花刈崎	5.4
七ヶ浜海岸②	11.6	明治三陸地震	6.8	花刈崎	蒲生	6.8
仙台湾南部海岸①	12.9	高潮にて決定	7.2	蒲生	阿武隈川	7.2
仙台湾南部海岸②	13.6	高潮にて決定	7.2	阿武隈川	福島県境	7.2

(2) 海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、塩竈市震災復興計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、塩竈市震災復興計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

6 水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

第2 港湾・漁港等の施設の耐震化

港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

第3 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第4節 交通施設の災害対策

目 的

道路、港湾、鉄道等は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできない重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、市民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。

よって、施設の管理者は交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 道路施設

道路施設の災害対策については、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第1「道路施設」の定めに準ずる。

第2 港湾施設

港湾施設の災害対策については、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第2「港湾施設」の定めに準ずる。

第3 漁港施設

漁港施設の災害対策については、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第3「漁港施設」の定めに準ずる。

第4 鉄道施設

鉄道施設の災害対策については、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第4「鉄道施設」の定めに準ずる。

第5節 都市の防災対策

目 的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現を目指す。

そのため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災(地震・津波)など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市街地再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の推進は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第1「市街地再開発事業等の推進」の定めに準ずる。

第2 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の推進は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第2「土地区画整理事業の推進」の定めに準ずる。

第3 都市公園施設

都市公園施設の防災対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第3「都市公園施設」の定めに準ずる。

第4 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

指定避難所及び避難場所・津波避難ビル、避難路・避難階段などの避難関連施設等の整備は、できるだけ短時間で避難が可能となるよう、都市計画と連携した計画的整備を行うとともに、民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を要する施設の立地誘導

市関連施設、避難行動要支援者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第5 臨海部の津波対策

市は県と連携して、最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からまちづくりを進める。

1 臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減する

2 関係機関との連携の下、従事する者等の安全を確保する観点から、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備、その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

第6節 建築物等の安全化対策

目 的

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、建築物等の耐浪改修やブロック塀、建物内の安全化対策に努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

公共建築物全般の対策、は第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第1「公共建築物」の定め
に準ずるほか、次の対策を実施する。

(1) 耐浪性の確保

市及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の常に防災上重要な公共建築物につい
て、耐浪性の確保に努める。

(2) 特に配慮を要する施設の防災拠点化

市関連施設、避難行動要支援者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所へ
の誘導を図る。

やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、市及び施設管理者は、建築物の耐浪化、
非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により、施設の防災
拠点化に努める。

第2 一般建築物

一般建築物の対策は第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第2「一般建築物」の定め
に準ずるほか、次の対策を実施する。

1 建築物の耐浪性の確保

やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策を施し、鉄筋コ
ンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の耐浪性の確保に努める。

第3 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特殊建築物、建築設備等の維持保全対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第7節 第3「特
殊建築物、建築設備等の維持保全対策」の定め
に準ずる。

第4 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の安全対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第4「ブロック塀等の安全
対策」の定め
に準ずる。

第5 落下物防止対策

落下物防止対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第5「落下物防止対策」の定め
に準

ずる。

第6 建物内の安全対策

建物内の安全対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第6「建物内の安全対策」の定め
に準ずる。

第7 高層建築物における安全対策

高層建築物における安全対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第7「高層建築物にお
ける安全対策」の定めにより準ずる。

第8 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

- 1 市及び県は、津波災害特別警戒区域を指定したときは、指定した区域内において、津波から
逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建
築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の
水深以上となるように制限する。
- 2 津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域につい
ては、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物と
する等の建築物の耐浪化等に努める。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

建築物等の安全化対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対
策編 第2章 第7節「建築物等の耐震化対策」に定めるほか、次の共助対策を行う。

第1 一般建築物

1 建築物の耐浪性の確保

事業者等は自らが所有する建築物の耐浪化に努める。



■ 塩竈市民等の役割 ■

建築物等の安全化対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節「建
築物等の耐震化対策」に定めるほか、次の自助対策を行う。

第1 一般建築物

1 建築物の耐浪性の確保

市民等は自らが所有する建築物の耐浪化に努める。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

目 的

大規模地震・津波の発生により、市民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能を麻痺させるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性・耐浪性の強化、拠点の分散、代替施設の確保、施設の適正な維持管理、災害復旧用資機材の整備及び確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震・津波による被害軽減のための諸施策を実施する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水道施設

水道施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第1「水道施設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 離島配水管路の被災を鑑み、耐震性の強化のほか、耐浪性を高めていく。

第2 下水道施設

下水道施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第2「下水道施設」の定めに準ずる。

第3 電力施設

電力施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第3「電力施設」の定めに準ずる。

第4 ガス施設

ガス施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第4「ガス施設」の定めに準ずる。

第5 電信・電話施設

電信・電話施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第5「電信・電話施設」の定めに準ずる。

第8節 危険物施設等の予防対策

目 的

震災時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震・耐浪性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

なお、事業所等（各施設管理者）は、管理している危険物施設予防対策に努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 各施設の予防対策

各施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第1「各施設の予防対策」の定めに従う。

第2 危険物施設

危険物施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第2「危険物施設」の定めに従う。

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第3「高圧ガス施設」の定めに従う。

第4 毒物及び劇物貯蔵施設

毒物・劇物貯蔵施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第5「毒物及び劇物貯蔵施設」の定めに従う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

危険物施設等の予防対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節「危険物施設等の予防対策」に定めに従う。

第9節 防災知識の普及

目 的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配付し、さらに防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、東日本大震災では、防災教育により避難誘導が円滑に行われた地域があったことから、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、市民等は、自らの身の安全は自らが守る防災知識の習熟に努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災知識の普及、徹底

防災知識の普及、徹底は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第1「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 市民への防災知識の普及

(1) 津波の危険性等の周知

市及び県は、防災関係機関と連携し、市民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

(2) 市民等への普及・啓発を図る事項

① 避難行動に関する知識

- ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
- ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難し、情報収集に努める。
- ・ 大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・ 標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること
- ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・ 自ら率先して避難行動を取り他の地域住民の避難を促すこと
- ・ 津波が河川を遡上すること
- ・ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行

動を続けること。自己判断をしない。

- ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
- ② 津波の特性に関する情報
 - ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - ・ 第一波が最大とは限らないこと
 - ・ 津波は繰り返し襲ってくる
 - ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 など
- ③ 津波に関する想定・予測の不確実性
 - ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - ・ 地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること
 - ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
 - ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
 - ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくる など

(3) 避難行動要支援者及び観光客等への配慮

① 避難行動要支援者への配慮

防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者・高齢者の常備品等の点検・介護者の役割の確認等、外国人・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

② 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

2 船舶への防災知識の普及

市は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

- (1) 沖合で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。
- (2) 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- (3) 港内で作業中(係留中)に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の指定避難所及び避難場所へ避難すること。

3 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

① ハザードマップの作成・周知

市及び県は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて指定避難所及び避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図る。

② ハザードマップの有効活用

市及び県は、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十

分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報揭示

① 円滑な避難を支援するための情報揭示

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定避難所及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

② 浸水高等を示す場合の留意点

市は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、「実績水位か予測値か」、「海拔か浸水高なのか」等について、市民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第2 学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関における防災教育は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第2「学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第3 市民の取組

市民の取組は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第3「市民の取組」の定めに準ずる。

第4 防災指導員の養成

防災指導員の養成は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第4「防災指導員の養成」の定めに準ずる。

第5 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第5「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

防災知識の普及、徹底における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第

1 「防災知識の普及、徹底」の定めるほか、次の自助対策を行う。

第1 防災知識の普及、徹底

市民は、津波避難行動に関する次の知識を十分理解しておく。

1 避難行動に関する知識

- ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性がある
- ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ・ 大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する
- ・ 標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難する
- ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難する
- ・ 自ら率先して避難行動を取り他の地域住民の避難を促す
- ・ 津波が河川を遡上する
- ・ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続ける。自己判断をしない
- ・ 津波の規模によっては、2 次的、3 次的な避難行動を行う

2 津波の特性に関する情報

- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある
- ・ 第一波が最大とは限らないこと
- ・ 津波は繰り返し襲ってくる
- ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性がある
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある

3 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある
- ・ 地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界がある
- ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得る
- ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくる

第10節 地震・津波防災訓練の実施

目 的

市は、地震・津波発生時に防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動及び応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及や高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行うものとする。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図るものとする。

なお、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、地震防災訓練に積極的に参加するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災訓練の実施とフィードバック

防災訓練の実施とフィードバックは、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第1「防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずる。

第2 防災訓練

防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第2「防災訓練」の定めに準ずる。

第3 石油コンビナートの防災訓練

石油コンビナートの防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第3「石油コンビナートの防災訓練」の定めに準ずる。

第4 通信関係機関の非常通信訓練

通信関係機関の非常通信訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第4「通信関係機関の非常通信訓練」の定めに準ずる。

第5 学校等の防災訓練

学校等の防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第5「学校等の防災訓練」の定めに準ずる。

第6 企業の防災訓練

市は、津波によって浸水が予想される地域に所在する企業等に対して次の津波防災訓練の実施を指導する。

- 1 津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練。
- 2 津波避難ビル等として指定されている場合は、津波警報発表の際、企業が一時的な避難場所と

なることを想定し、避難場所の運営訓練。

- 3 災害発生時に備え、周辺町内会及び各自治会町内会、地域住民、並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練。

第7 訓練及び普及内容

市は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

＜考えられる訓練内容＞	
1 津波警報・注意報、津波情報等の収集、伝達	①初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認 ②操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認 ③市民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現）等を検証する。
2 津波避難訓練	①標識の確認、避難の際の危険性等を把握 ②歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない ③場合によっては私有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得る ④夜間訓練等の実施により街灯等を確認する等の訓練を実施する。
3 津波防災施設操作訓練	①誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか ②津波予想到達時間内に操作完了が可能か ③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか ④退避時間の確保などの現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。
4 津波監視訓練	①高台等の安全地域からの目視 ②監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟 ③監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

1 市民に対する内容

- (1)強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2)正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- (3)地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。
- (4)津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることもあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5)津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。
- (6)過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

2 船舶に対する内容

- (1)強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じた

ときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。

(2) 津波警報・注意報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとる。

なお、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

- ① 沖合で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。
- ② 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- ③ 港内で作業中(係留中)に津波警報、津波注意報が発表されたら、増し舫いを取る等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。
- ④ 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることもあるので、津波警報・注意報が解除され安全になるまで避難行動を止めない。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節「地震防災訓練の実施」に定めるほか、次の共助対策を行う。

第1 企業の防災訓練

- 1 津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練。
- 2 津波避難ビル等として指定されている場合は、津波警報発表の際、企業が一時的な避難場所となることを想定し、避難場所の運営訓練。
- 3 災害発生時に備え、周辺町内会及び各自治会町内会、地域住民、並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練。



■ 塩竈市民等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節「地震防災訓練の実施」に定めるほか、次の自助対策を行う。

第1 訓練及び普及内容

市民等は、市が行う津波防災訓練に参加し、津波防災知識・行動の習熟に努める。

第11節 自主防災組織の育成

目 的

大規模地震・津波が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

なお、地域住民及び事業所による自主防災組織は、組織活動の日常化や防災訓練等を行い地域コミュニティにおける防災体制の充実に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第1「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第2 自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第2「自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

第3 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第3「自主防災組織の活動」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

自主防災組織の育成における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節「自主防災組織の育成」に定めに準ずる。

第12節 防災ボランティアの受入れ

目 的

東日本大震災及び近年の各種災害等において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たしている。

市は、ボランティアの活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有した防災ボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動を確保するため、市と社会福祉協議会、民間団体等との間で、防災ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第1「防災ボランティアの役割」の定めに準ずる。

第2 防災ボランティア活動の環境整備

防災ボランティア活動の環境整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第2「防災ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

第3 防災ボランティアの受入れ体制（塩釜市社会福祉協議会）

防災ボランティアの受入れ体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第3「防災ボランティアの受入れ体制（塩釜市社会福祉協議会）」の定めに準ずる。

第13節 企業等の防災対策の推進

目 的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 企業等の役割

企業等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第1「企業等の役割」の定めに準ずる。

第2 企業等の防災組織

企業等の防災組織は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第2「企業等の防災組織」の定めに準ずる。

第14節 津波調査研究等の推進

目 的

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 県における調査

県における調査は、第1編地震災害対策編 第2章 第15節 第1「被害状況調査」の定めに従う。

第2 津波調査研究等の推進

津波調査研究等の推進は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第2「調査研究項目」の定めに従う。

第3 津波監視システムの整備

市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を確認に行くことによる危険性を回避するため、沿岸部への津波監視カメラなど情報インフラを強化するとともに、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システム、潮位観測システム等の整備に努める。

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

目 的

市及び防災関係機関は密接な連携を図り、津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や、情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 津波の観測体制の整備

仙台管区気象台は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報・注意報、津波情報等の発表及び伝達を行っている。

1 津波警報等の種類（大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等）

- （1）気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。
- （2）津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞（平成25年3月12日12時より適用）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	・陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m＜高さ≤10m	10m		
		3m＜高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m＜高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	（表記なし）	・陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

＜津波警報等の留意事項等＞

- ① 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ② 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ③ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第2 津波監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

市及び塩釜地区消防事務組合は、仙台管区气象台より津波等の注意報・警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合、沿岸住民に対する広報及び避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、潮位計、水圧計、超音波式潮位観測システム等の津波観測機器の維持・整備に努める。

2 観測情報の共有化

県、市及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

3 伝達体制の整備

市は、東北地方整備局のGPS波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに入手する体制の整備に努める。

＜県内における津波観測施設等一覧＞

設置箇所	東北地方整備局	仙台管区气象台	市町・消防本部	計
仙台市	2	1		3
石巻市	2	1		3
塩竈市			塩釜地区消防事務組合（1）	1
気仙沼市			気仙沼市（5）	5
松島町			塩釜地区消防事務組合（1）	1
計	4	2	7	13

＜塩釜地区潮位観測システム概要＞

	解 説
システム	塩釜地区消防事務組合の観測装置から、10秒毎に配信される気圧データ及び海岸3箇所の潮位データを受信し、記憶・表示・印字等の処理を行う。
観測装置	超音波式潮位観測装置
観測場所	①塩竈市港町一丁目（西埠頭） ②七ヶ浜町花淵浜小浜 ③松島町磯崎漁港

第3 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備

1 市の対応

（1）避難指示等の発令基準の設定

① 発令基準の策定・見直し

市は、津波警報・注意報等の内容に応じた、避難勧告、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

② 伝達体制の整備

市は、津波警報・注意報等に応じて、自動的に避難指示等を発令する場合においても、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を、市民等に伝える体制を確保する。

（2）伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

① 多様な情報伝達手段の確保

市は、さまざまな環境下にある市民や職員等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、同報無線の不感地帯の解消に努めるとともに、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図る。

また、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

② 確実な伝達方法の確保

市は、気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等と同報無線との自動起動を推進する。

また、市は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル同報無線化を推進する。

③ 自動車運転者対策

県及び市は、走行中の自動車に対し、大津波警報・津波警報の発表状況、浸水想定区域、

交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

④ 海域海岸利用者対策

市は、観光客・釣り客・水産事業者等海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。

⑤ 避難行動要支援者対策

市及び県は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策の検討を行うよう努める。

(3) 伝達内容の検討

市は、津波警報、避難勧告等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど、避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。

その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

夜間・休日の情報伝達については、塩釜地区消防事務組合との協定に基づき、24時間体制で伝達する体制を構築する。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、市民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報・注意報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

2 塩釜地区消防事務組合の対応

- (1) 市民等に対し、消防車及び広報車等によるサイレンや拡声器等により津波予警報を伝達する体制を整備する。
- (2) 市との協定により、同報無線を活用し24時間体制で情報を伝達する体制を構築する。
- (3) 観光客・釣客・水産事業者等海岸付近にいる市民等への情報伝達体制を確立する。

3 警察の対応

塩釜警察署は、津波予警報が発表され、県警察本部から無線又は有線により伝達を受けた場合、各交番や関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

また、パトカー等により広報を行い、市及び防災関係機関と協力し警戒活動を行う体制の整備に努める。

4 宮城海上保安部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

① 関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報・注意報発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

② 港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

③ 航行船舶等に対する伝達

航行警報、安全通信等により周知する。

④ 港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社、釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報・注意報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 東日本電信電話株式会社の対応

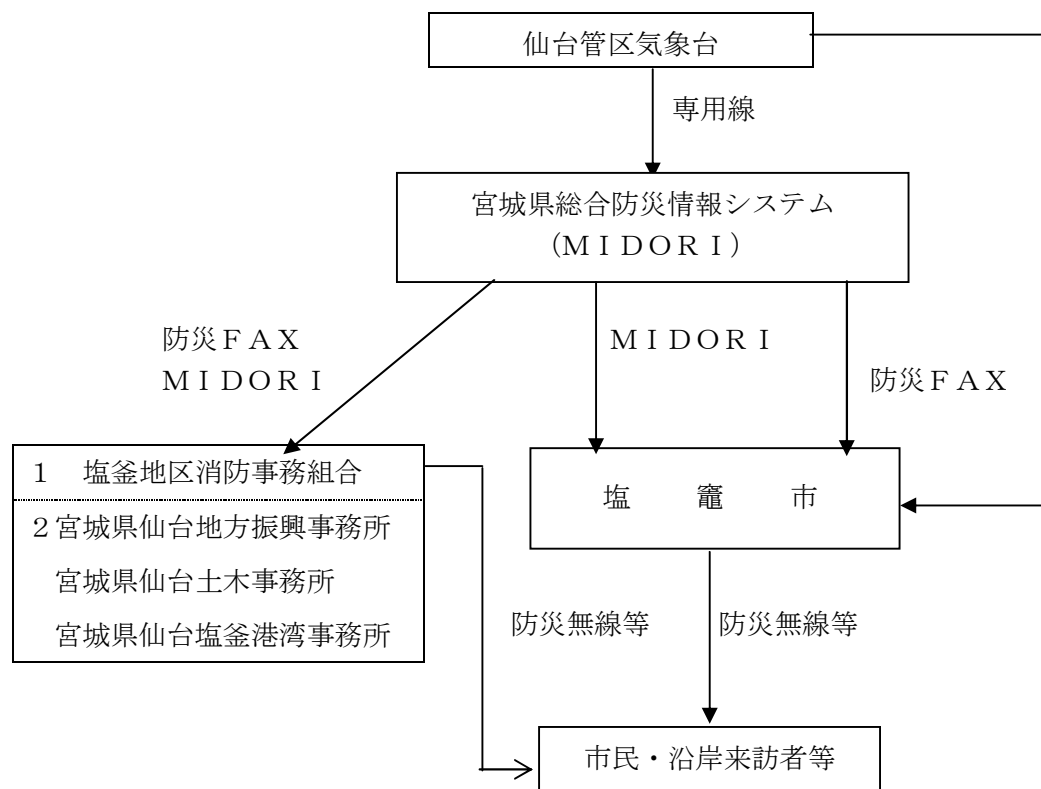
(1) 津波警報伝達体制の迅速化、確実化

気象業務法に基づき、気象庁から津波警報の通知を受けたときは、直ちにその津波警報を関係市町に対し迅速、確実な警報伝達に努める。

(2) 津波警報伝達等点検の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関との津波警報伝達点検を実施し、伝達漏れの防止等を図る。

<津波予報伝達フロー図>



第16節 情報通信網の整備

目 的

大規模震災時・津波発生時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市における災害通信網の整備

市における災害通信網の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第1「市における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第2 職員参集等防災システムの整備

職員参集等防災システムの整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第2「職員参集等防災システムの整備」の定めに準ずる。

第3 地域住民等に対する通信手段の整備

地域住民等に対する通信手段の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第3「地域住民等に対する通信手段の整備」の定めに準ずる。

第4 孤立想定地域の通信手段の確保

孤立想定地域の通信手段の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第4「孤立想定地域の通信手段の確保」の定めに準ずる。

第5 非常用電源の確保

非常用電源の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第5「非常用電源の確保」の定めに準ずる。

第6 大容量データ処理への対応

大容量データ処理への対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第6「大容量データ処理への対応」の定めに準ずる。

第7 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関における災害通信網の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第7「防災関係機関における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第8 災害伝言ダイヤル等の活用

災害伝言ダイヤル等の活用は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第8「災害伝言ダイヤル等の活用」の定めに準ずる。

第17節 組織体制及び職員の配備体制の整備

目的

市域において地震・津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておくものとする。

また、事業所等は、事業継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の配備体制

市の配備体制の対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2節 第3「市の配備体制」の定めに準ずる。

第2 マニュアルの作成

マニュアルの作成は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2節 第4「マニュアルの作成」の定めに準ずる。

第3 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2節 第5「業務継続計画（BCP）」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第17節「組織体制及び職員の配備体制の整備」に定めに準ずる。

第18節 防災拠点等の整備

目 的

市及び防災関係機関は、震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図るものとする。また、震災時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図るものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

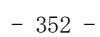
第1 防災拠点の整備

防災拠点の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第1「防災拠点等の整備」の定めに基づき、次の対策を実施する。

- 1 津波危険区域における防災拠点型建物の整備においては、耐震化に合わせて耐浪化を進める。
- 2 津波防災拠点施設の整備

防災拠点は、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点等がある。

東日本大震災における津波浸水地区においては、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地として防災拠点施設の整備を推進する（津波防災拠点施設整備計画位置図参照）。



第2 防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第2「防災拠点機能の確保・充実」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 港町地区については、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定を行い、津波防災拠点施設として整備を行い防災拠点機能の確保・充実を図る。

港町地区は観光客等の来街者が多く訪れる地域であるため、来街者のためにマリゲート塩釜を避難施設とするほか、津波避難デッキには津波来襲時に地理に不慣れな来街者等を即時かつ安全に緊急避難させる機能や緊急避難した避難者を避難デッキにより安全に避難施設に誘導する機能を持たせる。また、被災後、津波復興拠点支援施設に防災センターを設置して離島の被災状況の把握や離島への救援物資の輸送支援などを行い、離島の防災対策の拠点として機能させる。

その他の地域においても、津波一時避難場所やコミュニティ防災拠点等、津波防災拠点施設として整備を行い機能の確保・充実に努める。

第3 ヘリポートの整備

ヘリポートの整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第3「ヘリポートの整備」の定めに準ずる。

第4 防災用資機材等の整備

防災用資機材等の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第4「防災用資機材等の整備」の定めに準ずる。

第5 防災用資機材等の確保対策

防災用資機材等の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第5「防災用資機材等の確保対策」の定めに準ずる。

第19節 相互応援体制の整備

目 的

大規模津波災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 相互応援体制の整備

相互応援体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第1「相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

第2 市町村間の応援協定

市町村間の応援協定の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第2「市町村間の応援協定」の定めに準ずる。

第3 県による市への応援

県による市への応援は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第3「県による市への応援」の定めに準ずる。

第4 非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第4「非常時連絡体制の確保」の定めに準ずる。

第5 資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第5「資機材及び施設等の相互利用」の定めに準ずる。

第6 救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第6「救援活動拠点の確保」の定めに準ずる。

第7 関係団体との連携強化

相互応援体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第7「関係団体との連携強化」の定めに準ずる。

第20節 医療救護体制の整備

目 的

大規模地震・津波災害時には、極めて広範囲で同時に多数の負傷者の発生が出ることが予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 医療機関の体制整備

医療機関の体制整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第20節 第1「医療機関の体制整備」の定めに準ずる。

第2 情報連絡体制の整備

情報連絡体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第20節 第2「情報連絡体制の整備」の定めに準ずる。

第3 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第20節 第3「医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制」の定めに準ずる。

第21節 火災予防対策

目 的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。

地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより初期火災に加え、火災の延焼防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、出火防止、火災予防の徹底に努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 地震による出火防止、火災予防の徹底

地震による出火防止、火災予防の徹底は、第1編 地震災害対策編 第2章 第21節 第1「出火防止、火災予防の徹底」の定めに準ずる。

第2 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、それらに石油貯蔵タンクからの漏洩油や高圧ガス設備の爆発等から引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

県及び市は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の管理者に対して、耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩防止を図るため、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置等、事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。

2 津波による被害発生時への備え

- (1) 高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、市等の関係機関へ情報を提供する体制を確立する。
- (2) 機器等が正常に作動しなくなった場合、高圧ガス設備を安全な状態にすることや配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止するため、設備的な対応や判断基準の設定、操作手順等の整備、訓練等に努める。

第3 消防力の強化

消防力の強化については、第1編 地震災害対策編 第2章 第21節 第2「消防力の強化」の定めに準ずる。

第4 消防水利の整備

消防水利の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.1節 第3「消防水利の整備」の定めに従う。

第5 消防計画の充実強化

消防計画の充実強化対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.1節 第4「消防計画の充実強化」の定めに従う。

第6 海上における火災の防止

海上における火災の防止は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.1節 第5「海上における火災の防止」の定めに従う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節「火災予防対策」に定めるほか、次の共助対策を行う。

第1 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による被害発生時への備え

- (1) 高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、市等の関係機関へ情報を提供する体制を確立する。
- (2) 機器等が正常に作動しなくなった場合、高圧ガス設備を安全な状態にすることや配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止するため、設備的な対応や判断基準の設定、操作手順等の整備、訓練等に努める。



■ 塩竈市民等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節「火災予防対策」に定めに従う。

第2.2節 緊急輸送体制の整備

目 的

大規模な地震・津波災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、県及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 緊急輸送ネットワークの形成

緊急輸送ネットワークの形成は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第1「緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

第2 緊急輸送道路の確保

第3 緊急輸送道路の確保は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第2「緊急輸送道路の確保」の定めに準ずる。

第3 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第3「建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備」の定めに準ずる。

第4 緊急輸送体制

緊急輸送体制の確立は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第4「緊急輸送体制」の定めに準ずる。

第5 港湾・漁港機能の確保

港湾・漁港機能の確保は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第5「港湾・漁港機能の確保」の定めに準ずる。

第23節 避難対策

目 的

大規模津波災害時には、地震あるいは火災等の二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

緊急に避難する場所としての避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に市民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、避難所等の確保、避難誘導、避難行動要支援者の支援等、津波災害時の避難対策の体制の確保に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 徒歩避難の原則の周知

1 東日本大震災の地震発生時には、自動車での避難が多数あり、渋滞や避難所付近の道路、指定避難所の校庭が混雑したことから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則を周知する。

2 自動車での避難方策の検討

市は、次の場合自動車での避難方策の検討を行う。

- (1) 津波到達時間が短く、避難場所までの距離が遠い場合
- (2) 避難行動要支援者を避難させる場合
- (3) 避難路が車避難で支障をきたさない場合
- (4) 自動車を沿岸部に入れない場合

これらの地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、塩釜警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第2 避難場所の確保

避難場所の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第3「避難所等の確保」の定めに準ずる。

第3 津波避難ビル等の確保

1 市の対応

(1) 津波避難ビル等の指定

市は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、東日本大震災による津波浸水実績を踏まえて、津波避難ビル等の指定及び見直しを行う。

協定を締結している津波避難ビル（一時避難ビル）

ビ ル 名	所 在 地	収容人員	備 考
マリンゲート塩釜	港町一丁目 4-1	830	2階ベイスайдルーム他（24時間可）
イオン塩釜店	海岸通 11-1	2,450	屋上駐車場（営業時間のみ）
パチンコタイガー塩釜店	港町一丁目 7-5	680	2階～4階駐車場（24時間可）
塩釜倉庫	港町一丁目 7-30	250	
グランドパレス塩釜	尾島町 3-5	671	
合 計		4881	

（震災編資料 1 3 - 2 指定避難場所位置図参照）

（2）津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

- ① R C又はS R C構造であること。
- ② 建物は十分な耐震性・耐浪性を有すること。
- ③ 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、下記の条件を満たすことが望ましい。

- ④ 想定浸水深さに相当する階に2を加えた階に避難スペースが確保できる建築物であること
- ⑤ 避難路に面していること
- ⑥ 外部から避難が可能な階段があること
- ⑦ 長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されること

（3）津波避難ビル等の充足状況の確認

市は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の収容状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

（4）津波災害警戒区域内等での留意事項

市は、津波災害警戒区域内等において、せき上げによる津波の水位の上昇を考慮した水位（基準水位）以上の場所に、安全な構造である民間等の建築物を津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定を行い、確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第4 避難路の確保

1 津波避難ルートの設置

東日本大震災における避難では、徒歩避難を周知していたが、車避難による混雑・渋滞でスムーズな避難ができなかった。また、特に津波避難における避難路が明確でなかったことも避難混乱をきたした要因でもある。

そのため、下記の3種類の避難路ルートを明示して、避難路の確保・整備を進めるものとする。

- （1）指定避難所へ向かう避難道路
- （2）指定避難所へ向かう歩行者避難道路
- （3）自家用車を避難させる避難道路

津波避難ルート一覧

番号	津波避難路線	目標避難所等	避難道路区分
1	新浜町泉沢線	市立杉の入小学校	指定避難所へ向かう 避難道路
2	藤倉庚塚線	市立第二中学校	
3	小松崎松陽台線	市立第二小学校	
4	塩竈神社参道線	市立第一中学校	
5	本町南町線	市立第二小学校	
6	花立町二号線	市立第三小学校	
7	牛生町笠神線	市立第三中学校	
8	新富町笠神線		
9	八幡築港線	パチンコタイガー塩釜店	
10	新富町貞山通線	塩釜港湾合同庁舎	
11	杉の入一丁目一号線	市立杉の入小学校	指定避難所へ向かう 徒歩避難道路
12	北浜二丁目三号線	市立第二小学校	
13	藤倉地盤公園通路線		
14	本町7号線		
15	舟入二丁目笠神線	市立第三中学校	
16	本塩釜駅　－　マリングート	イオン塩釜店、マリングート塩釜	
17	塩竈新駅上の原、石田中倉線	伊保石サッカー場	自家用車を避難させる 避難道路
18	月見ヶ丘栄町線	月見ヶ丘グラウンド	
19	玉川利府線		
20	塩釜七ヶ浜多賀城線		
21	国道45号		

(津波編資料2 津波避難ルート明示図参照)

なお、指定避難所等への経路を避難路として指定する場合、「津波避難のための施設整備指針」(平成24年3月 宮城県)に基づき整備し、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定する場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び塩釜警察署と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

- (4) 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- (5) 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- (6) 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- (7) 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

第5 避難路等の整備

避難路等の整備は第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第5「避難路等の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 津波避難の迅速化の考慮

県及び市は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や、事故の発生等を十分考慮し、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

2 避難道路の位置付け

市は観光客等の多数の避難者が見込まれる地域は、安全性や機能性の確保を図る。また、浸水区域においては、津波避難ビル等、避難困難地域内からの二次避難に活用するため、避難経路をネットワーク化するとともに、極力周辺地盤より高い路面高を確保する。

第6 避難誘導体制の整備

避難誘導体制の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第5「避難誘導体制の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 情報入手手段・装備の確保

市は、避難誘導支援者等が津波警報等を確実に入手するための情報入手手段や装備、また、消防団等の、避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)の装備の充実を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策

避難行動要支援者の支援方策は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第6「避難行動要支援者の支援方策」の定めに準ずる。

第8 消防機関等の対応

1 地域防災計画における対策の策定

市は、地域防災計画において、塩釜地区消防事務組合及び消防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点として対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 消防職員の安全確保対策

市及び塩釜地区消防事務組合は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とし、このことを事前に市民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

3 消防団員の安全確保対策

市は、津波到達予想時間が短い場合における退避優先等の退避ルールを確立する。また、水門等

の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの、津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、市民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第9 教育機関における対応

教育機関における対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第7「教育機関における対応」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 避難環境の整備

県及び市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、学校等の津波対策に努める。

第10 津波避難計画の作成

津波避難計画の作成は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第8「避難計画の作成」の定めに従うほか、計画策定においては次のように対応する。

- 1 市は、津波浸水域予測図等を基に避難場所・避難経路などを明示した市避難計画の策定を行う。
- 2 市は、町内会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、主体的に参画して、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

＜津波避難計画の概念図＞



第11 避難に関する広報

避難に関する広報は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第9「避難に関する広報」の定め
に準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災
害対策編 第2章 第23節「避難対策」に定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節「避
難対策」に定めに準ずる。

第24節 避難収容対策

目 的

大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する指定避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるように、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、自主的な指定避難所等の運営・管理、家族間の安否確認方法等、避難収容に係る対策の習熟に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 避難所の確保

避難所の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第1「避難所の確保」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 津波避難ビルでの対応

市は、津波避難ビルについては、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第2 避難の長期化対策

避難の長期化対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第2「避難の長期化対策」の定めに準ずる

第3 指定避難所における愛護動物の対策

指定避難所における愛護動物の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第3「指定避難所における愛護動物の対策」の定めに準ずる

第4 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第4「応急仮設住宅対策」の定めに準ずる

第5 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第5「帰宅困難者対策」の定めに準ずる

第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第6「被災者等への情報伝達体制等の整備」の定めに準ずる

第7 孤立集落対策

孤立集落対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節 第7「孤立集落対策」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節「避難収容対策」に定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節「避難収容対策」に定めに準ずる。

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

目 的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市は物資の備蓄、調達、及び輸送体制の整備を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は自主的に食料、飲料水、燃料及び生活物資の備蓄を行い、避難行動要支援者等に対し支援を行う体制を構築する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市民等のとるべき措置

市民等のとるべき措置は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第1「市民等のとるべき措置」の定めに準ずる。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第2「食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに準ずる。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

食料及び生活物資等の備蓄は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第3「食料及び生活物資等の備蓄」の定めに準ずる。

第4 食料及び生活物資等の調達体制

食料及び生活物資等の調達体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第4「食料及び生活物資等の調達体制」の定めに準ずる。

第5 燃料の確保

燃料の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第5「燃料の確保」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災

害対策編 第2章 第25節「食料、飲料水及び生活物資の確保」に定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節「食料、飲料水及び生活物資の確保」に定めに準ずる。

第26節 避難行動要支援者・外国人対応

目 的

大規模地震・津波災害時には、要介護認定者や障がい者など、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」という）は、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておくものとする。なお、外国人や団体旅行客等についても配慮するものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害が発生時の高齢者、障がい者等への対応や外国人支援等を行政と連携した防災体制の整備を行うとともに、要支援者自身は自らの備えを行うものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 高齢者、障がい者等

高齢者、障がい者等は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第1「高齢者、障がい者等への対応」の定めに準ずる。

第2 外国人支援対策

外国人支援対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第2「外国人支援対策」の定めに準ずる。

第3 旅行客への対策

旅行客への対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第3「旅行客への対策」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節「避難行動要支援者・外国人対応」に定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.6節「避難行動要支援者・外国人対応」に定めに準ずる。

第27節 複合災害対策

目 的

大規模災害から市民の命を守るためには、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 複合災害の応急対策への備え

複合災害の応急対策への備えは、第1編地震災害対策編 第2章 第27節 第1「複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

第2 複合災害に関する防災活動

複合災害に関する防災活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第27節 第2「複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

第28節 廃棄物対策

目 的

大規模地震・津波発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市は処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 処理体制

処理体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第1「処理体制」の定めに従う。

第2 主な措置内容

主な措置内容は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第2「主な措置内容」の定めに従う。

第3 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

県及び市の海岸管理者は、津波により海に流失した災害廃棄物等の次の処理について、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

- 1 災害廃棄物の状況把握
- 2 地域や海域の実情に応じた措置
- 3 種類や性状に応じた適切な処理

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器、農薬等の薬品が入ったもの等、有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

目 的

大規模地震・津波が発生した場合、市域の広い範囲で市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関等は、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。

市は、塩竈市災害対策本部条例・塩竈市災害対策本部運営要綱及び『災害時の職員行動マニュアル』に基づき、災害等が発生又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施し又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行うものとする。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震による津波に対しても、同様に基本的な対応を実施する。

※ 「アウターライズ地震」・・・陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関は、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 迅速な災害応急活動体制の確立

市は、法令及び本市地域防災計画の定めるところにより、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

＜災害応急対策の主な流れ＞

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・指定避難所開設の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・防災ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健、衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度～)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施

第2 市の活動体制

1 市の体制

- (1) 市は、市内に地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市計画及び県計画の定めるところにより、市及びその他の防災関係機関及び市民等との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- (2) 所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、「塩竈市災害対策本部条例」及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」に基づき、塩竈市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。
- (3) 市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等については、塩竈市災害対策本部条例・塩竈市災害対策本部運営要綱及び『災害時の職員行動マニュアル』に基づき、定める。
また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震・津波規模等に応じた登庁者等について定める。
- (4) 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象。）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対応できる配備体制を構築する。
- (5) 市災害対策本部長（以下本部長という）は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、宮城県災害対策本部長（以下県本部長という）に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間の応援協定

市長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』及び『災害時における宮城県市町村相互応援協定』等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

第3 災害対策本部等

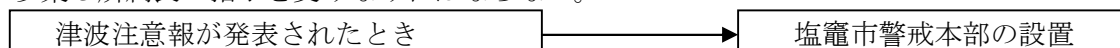
1 警戒本部

警戒本部は、市長を警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）とし設置し、主に災害情報の収集を行う。警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

(1) 設置基準

気象庁が宮城県沿岸に津波注意報を発表したとき、または津波に関する警報が発表された場合は、市災対本部に準じた市警戒本部を設置し事態の対処にあたる。

なお、宮城県に津波注意報が発表されたときは警戒本部に従事する職員は、招集発令を待たずに参集し所属長の指示を受けなければならない。



(2) 警戒本部の設置場所

警戒本部の設置場所は、市役所に置く。

(3) 警戒本部の所掌事務

市警戒本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- ① 津波に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- ② 被害の発生状況の把握
- ③ 仙台地方振興事務所への被害報告
- ④ 応急措置の実施
- ⑤ その他の情報の把握

(4) 関係各部の防災活動

警戒本部の設置と並行して、関係各部においては、防災活動を実施する。

(5) 廃止基準等

警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

- ① 警戒本部は、警戒本部長が災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- ② 災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(6) 設置等の報告

市長は、警戒本部の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告する。

- ① 県知事（仙台地方振興事務所）
- ② 防災関係機関の長又は代表者

2 災害対策本部

塩竈市災害対策本部は、「塩竈市災害対策本部条例」及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」に基づき、市長を災害対策本部長として設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

(1) 設置基準

気象庁が、宮城県沿岸に大津波警報又は津波警報を発表し、かつ、甚大な被害が発生すると予測されるとき、及び津波による災害が発生し、若しくは災害が拡大するおそれがある場合において、災害応急対策をはじめとする防災活動を強力に推進する必要があると判断したときは、災害対策本部等を設置し、職員による非常配備体制を敷く。

大津波警報が発表されたとき、又は津波警報が発表されかつ、市内に大規模な津波災害の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められる場合

塩竈市災害対策本部の設置

各配備体制の基準内容

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備	1 宮城県に津波注意報が発表されたとき 2 市域で震度「4」を観測したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	職員の動員数については、塩竈市災害対策本部運営要綱に規定する。 ○発令者～市長 ○警戒本部
1号配備	1 宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき 2 市域で震度「5弱」の地震を観測し、かつ被害が発生したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、主として情報連絡を行うことができる体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
2号配備	1 宮城県に津波警報「大津波」が気象庁から発表されたとき 2 市域で震度「5強」以上の地震が発生したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	局地的災害に直ちに対処できる体制とし、上位配備に移行できる体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
3号配備	1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断したとき 2 宮城県に大津波警報（特別警報：高いところで3m以上の津波が予想される場合）が気象庁から発表されたとき 3 市域で震度「6弱」以上の地震が発生したとき 4 市の全域にわたって災害が発生したとき 5 その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部

※上記1～3号配備に係る配備職員数については、『塩竈市災害対策本部運営要綱』第19条に規定する。

(2) 組織等

① 災害対策本部の組織は下記のとおりとする。

＜塩竈市災害対策本部組織＞

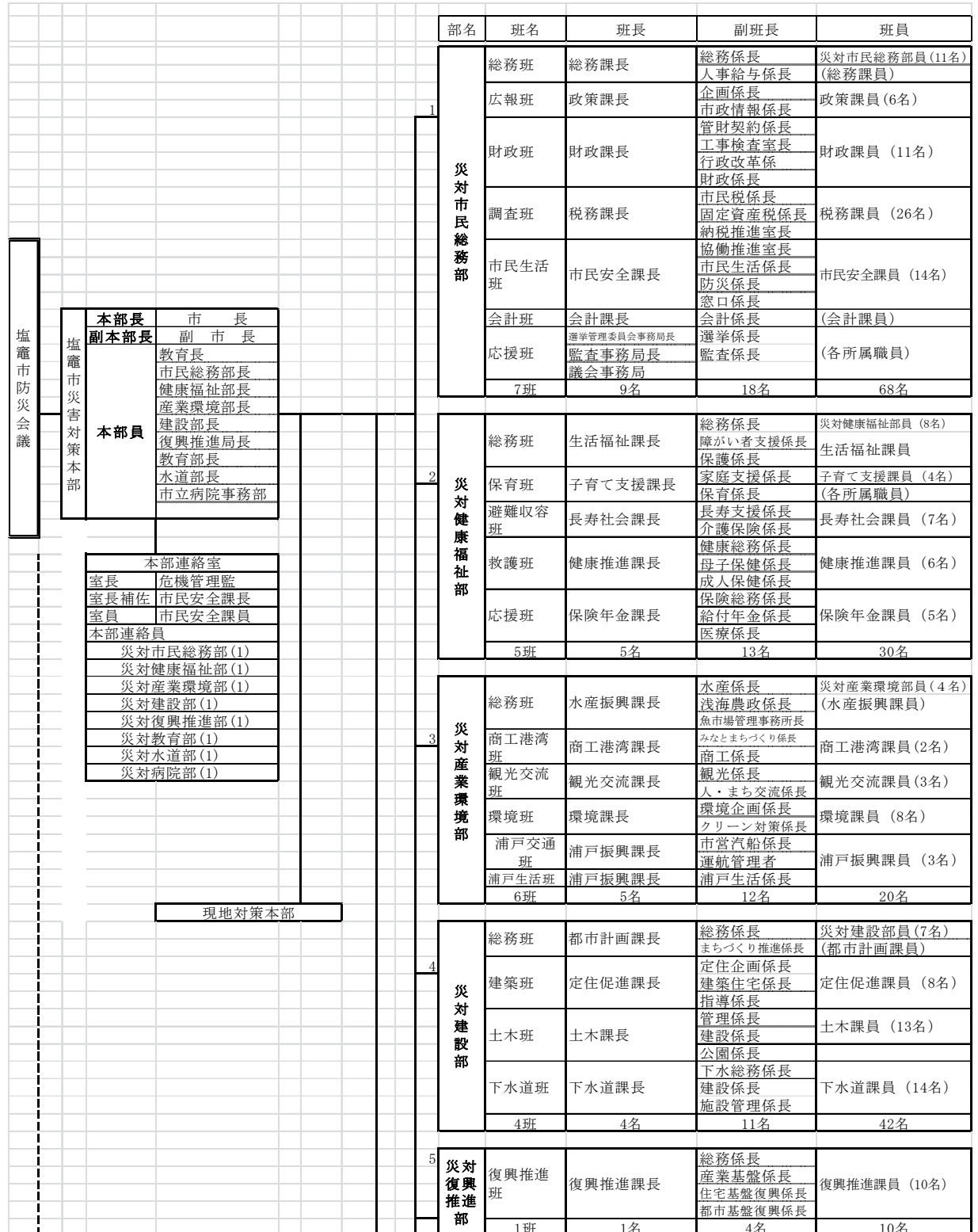
本部長	市長	
副本部長	副市長 教育長	
災害対策本部員	市民総務部長 健康福祉部長 産業環境部長 建設部長 水道部長 市立病院事務部長、教育部長、震災復興推進局長、その他本部長が必要と認める者	
災害対策本部 連絡室員	本部連絡室長	危機管理監
	本部連絡室長補佐	市民安全課長
	本部連絡室員	市民安全課員
	本部連絡員	災対各部1名（災対各部長が指名した者）

② 災害対策本部長の代理順位

災害対策本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。なお、警戒本部設置の際も、これに準じる。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民総務部長

＜塩竈市災害対策本部 組織体制図＞



[illegible]

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所に置くものとし、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、市役所庁舎が被災し、災害対策本部の機能を果たさない場合は移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	塩釜ガス体育館	022- 362-1010 代表)

(4) 災害対策本部の運営

① 本部員會議

本部の運営は、本部長、副本部長及び本部員により構成される本部員会議が災害対策に係る基本方針を決定し、本部連絡室（市民安全課）がそれに関する事務を担うこととする。

なお、本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため、必要と認められる場合は、必要な人員を適宜参画させることができることとする。

② 災害対策活動組織

市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う災対部を設け、本部の決定事項は、本部長の指示として、各本部員が直接又は本部連絡員を経由して速やかに災対各部に知らしめることとする。また、災対各部長は所属職員に対し周知徹底する。

(5) 本部員会議の公開

本部長は、情報の公開を促進することが、市民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、本部員会議を公開する。

3 現地災害対策本部

(1) 局地的災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるとき、当該地域に現地災害対策本部を設置する。

- (2) 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策本部員のうちから本部長が指名した者が担当する。
- (3) 現地災害対策本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定めるものとする。

4 本部の設置及び廃止

本部長は市災害対策本部を設置又は廃止（災害発生のおそれがなくなったと認められるとき、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、又は災害復興本部を設置したとき）は、速やかに必要と認める機関等に通知及び報告する。

5 職員参集要領

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

- ① 危機管理監は、警戒本部が設置された場合、各部長等に対し、庁内放送、又は電話等により警戒配備体制を指令する。
- ② 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは直ちに災害対応の指示を受けることとする。
- ③ 災害対策本部が設置された場合、各部長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告することとする。

(2) 勤務時間外における職員参集

勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。

(3) 職員の自主参集

- ① 職員は、災害対策本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生又は災害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- ② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として指定避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- ③ 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに本部長（各部長）に報告する。

6 職員の状況把握及び業務

- (1) 職員が参集（登庁）した場合は、所属長に報告する。
- (2) 各連絡員は、職員の参集状況について災対市民総務部（総務班）に定期的に報告する。
- (3) 災対市民総務部（総務班）は、災害対策本部員の参集（登庁）状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (4) 災対市民総務部（総務班）は、各部の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

第4 消防機関の活動

塩釜地区消防事務組合及び消防団等の消防機関は、地震・津波による災害応急対策を実施するため、速やかに防災活動体制を確立する。

1 塩釜地区消防事務組合の消防活動

塩釜地区消防事務組合は、「塩釜地区消防事務組合消防計画」等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集及び被災者等の救出や救助活動等所要の活動を行う。

これらの活動にあたっては、本市災害対策本部及び塩釜警察署等の関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動に心がける。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。また、水防管理

に関しては次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5 防災関係機関の活動

防災関係機関は、速やかに災害応急対策を実施するため、各々の配備及び動員計画等に従い、関係職員を招集し災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）等にも情報提供や応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第6 県及びその他関係機関との連携

1 市と県との連携

県は、以下のような場合は、「市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員を派遣する。また、特に被害が甚大と思われ、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

- (1) 市域に震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合
- (2) 市域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又はその地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合
- (3) 市情報が途絶した場合

2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため市及び県はもとよりその他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

第2節 情報の収集・伝達

目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて提供する。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会(NHK)に伝達するとともに、防災関係機関等へ提供する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く市民等への提供がなされる。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-A L E R T)を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線により、市民等への伝達を行うものとする。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため市は下記の内容を市民へ周知する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・火の始末は揺れがおさまってから行う。火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。

	・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2 津波警報の伝達

1 県の対応

津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図り伝達する。

2 市の対応

市は、気象台からの情報の内容を鑑みて、避難勧告又は指示を、防災行政無線、広報車、携帯電話等を活用して市民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。

第3 地震・津波情報

仙台管区気象台は、津波警報・津波注意報・津波予報及び地震情報や津波情報を伝達する。市はこれら気象台からの情報を、迅速かつ的確に把握し防災関係機関等へ伝達し、報道関係機関等の協力を得て市民に周知するように努める

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

① 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。

② 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等> (平成25年3月12日12時より適用)

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波	10m<高さ	10m超	巨大	・陸域に津波が及び浸

	の高さが高いところで3mを超える場合	5m<高さ≤10m	10m		水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	・陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③ 津波警報等の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

① 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ >1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ >3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

エ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で 大津波警報または津波警 報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観 測点（沿岸から100km以内に ある沖合の観測点）において 数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

② 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（3） 津波予報

気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

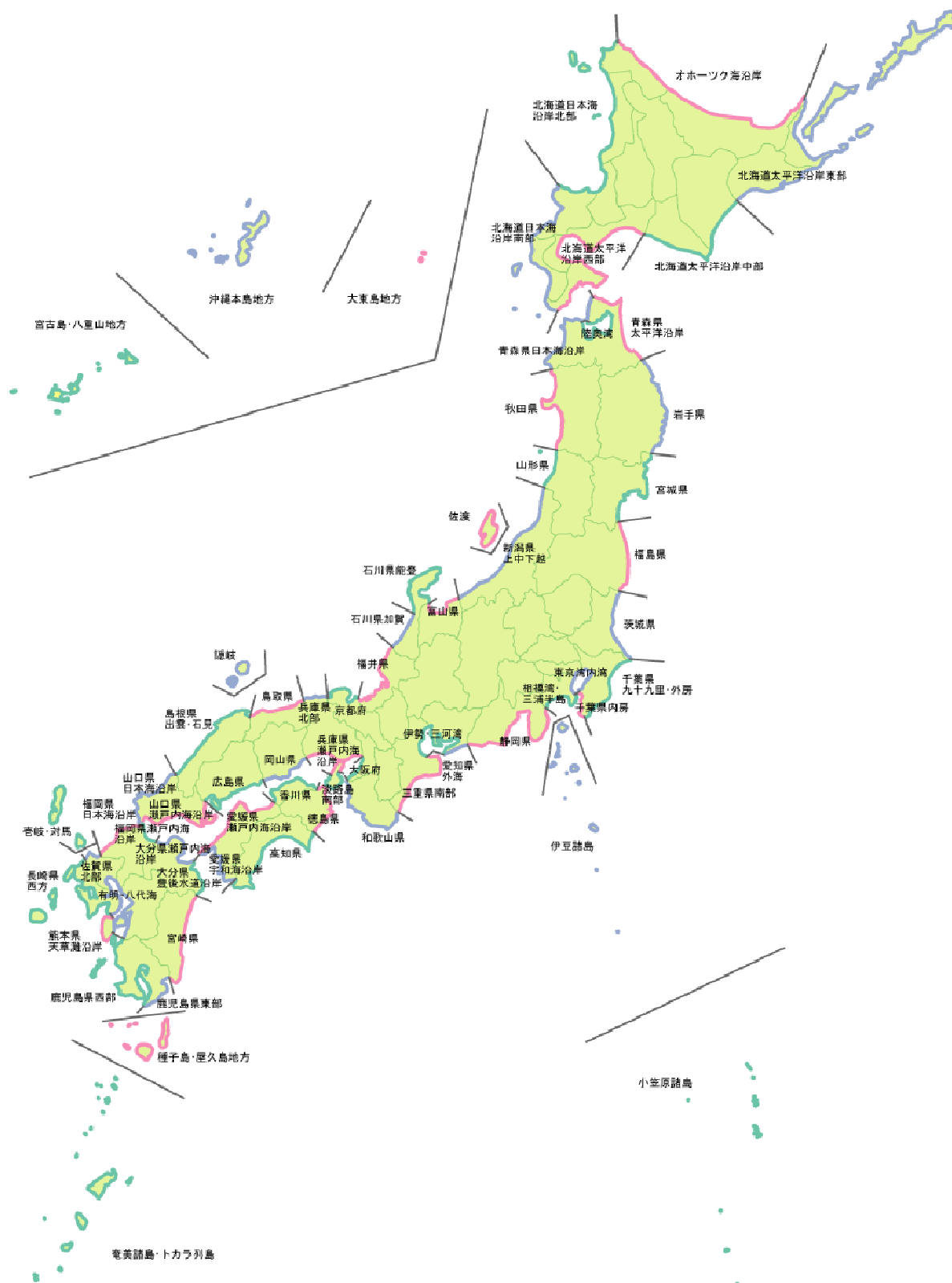
＜津波予報と内容＞

	発表される場合	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(4) 津波予報区

仙台管区気象台が通知を担当する津波予報区(津波予報を担当する対象の沿岸域)は、東北地方沿岸であり、塩竈市沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

＜全国の津波予報区図＞



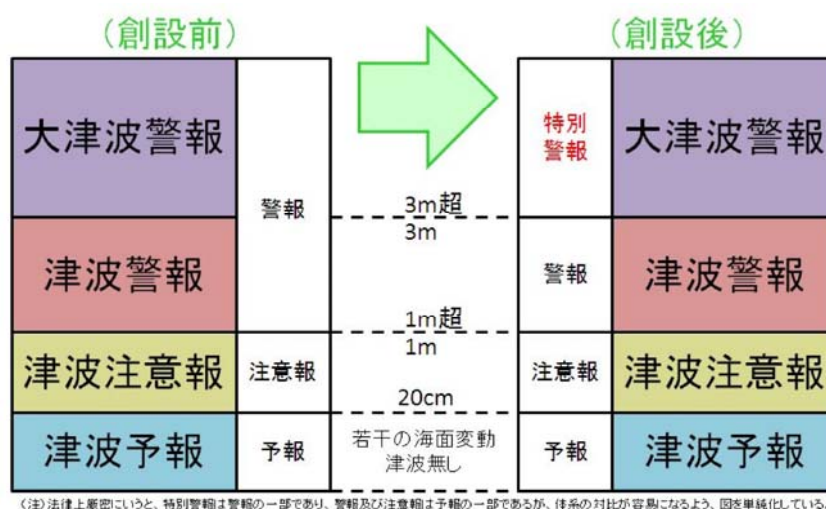
2 津波に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける（平成25年8月30日より適用）。

津波に関する特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

市民は「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

＜特別警報の創設による津波警報体系＞



（注）法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報及び注意報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

2 緊急放送

気象庁では津波警報が発表された場合の「とるべき行動」として「沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください」とし、「津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください」としている。

津波警報が発表された場合には緊急警報放送が行われる（放送法施行規則82条）。

＜大津波警報・津波警報・津波注意報の表示＞

放送機関	大津波警報	津波警報	津波注意報	その他
NHK及び 民放各局	■ 紫色	■ 赤色	■ 黄色	陸地は■ 灰色、海は■ 濃い青色で表す。

3 仙台管区気象台からの情報の伝達

- （1）仙台管区気象台は津波警報・注意報、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市等の関係機関へ伝達する。
- （2）報道機関は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を市民に広く周知することに努める。
- （3）緊急を要する津波予報については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、総務省消防庁から同報送信されている。

4 地震・津波情報の収集・伝達

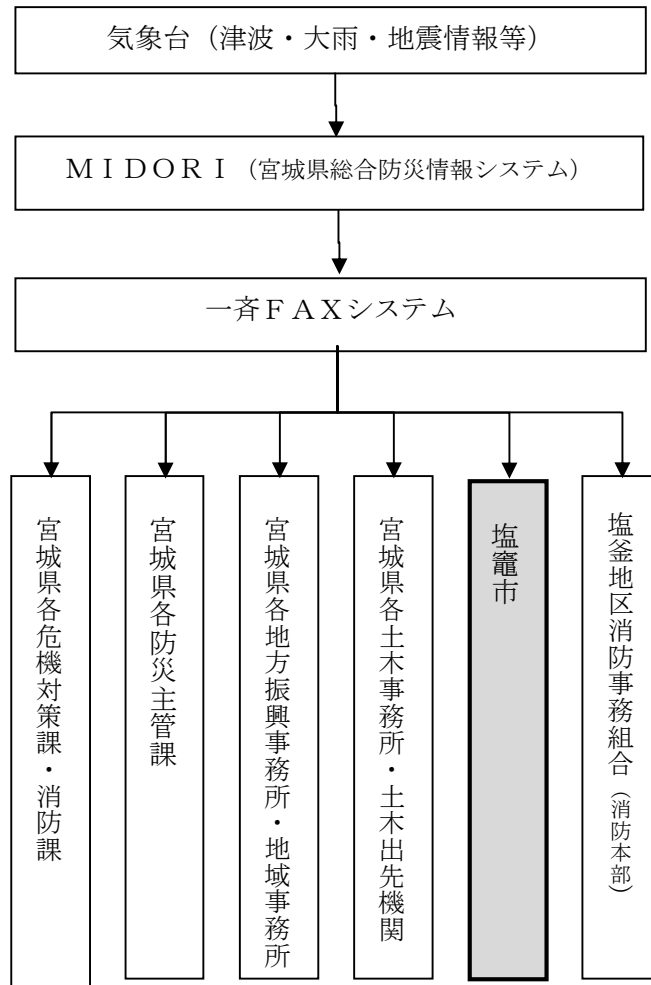
- （1）地震に関する情報の収集

- ① 市は、地震・津波に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容をラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、塩釜警察署及び塩釜地区消防事務組合と連絡を密にし、的確な地

震・津波情報の把握に努める。

② 市は、気象庁が発表した地震・津波情報等について、県（新総合情報システム（MIDORI）等）を経由する連絡網等により収集する。

＜宮城県総合情報システム（MIDORI）＞



（２）収集した情報の伝達

市は、収集した地震・津波の情報を次により伝達する。

① 伝達基準

ア 警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

② 伝達内容

ア 警戒本部又は災害対策本部の設置

イ 地震・津波情報の内容

ウ 発生が予想される災害の内容（地震・津波情報が未発表のとき）

③ 伝達系統

ア 本部内の伝達

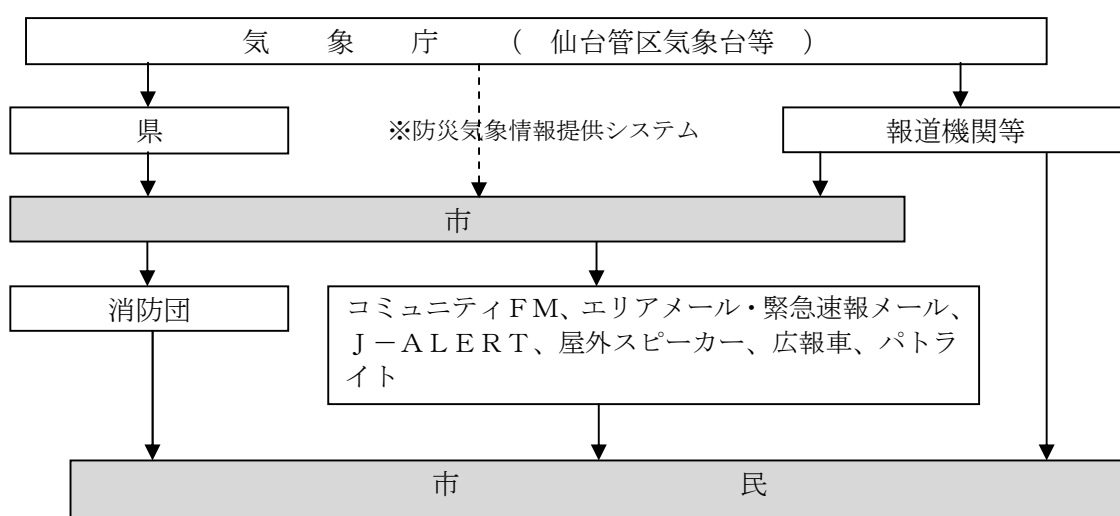
災対市民総務部長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各部長に通知する。

イ 市民に対する広報

市民に対する地震・津波に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。

<地震・津波に関する情報伝達系統図>

伝 達 元	伝 達 手 段 (例)	伝 達 先
県、仙台管区気象台等	・宮城県総合情報システム (M I D O R I) ・震度情報ネットワークシステム ・電話 (衛星電話)、F A X 等	・災対市民総務部 ・塩釜地区消防事務組合 ・塩釜警察署 等
災対市民総務部	・電話 (携帯電話等を含む) ・J - A L E R T (緊急地震速報) ・C A T V、コミュニティFM 告知端末機、文字放送、屋外 スピーカー等 ・ホームページ ・広報車	・職員 (各配備態勢による) ※自主的な参集が原則 ・消防団 (分団) ・市民 ・報道 (放送) 機関等
報道 (放送) 機関等	・テレビ・ラジオ	・市民



なお、職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集等で登庁してくる職員から、登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

第4 災害情報収集・伝達

1 地震・津波発生直後の被害情報の収集・伝達

本部長は大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期するため、市職員をもって情報収集活動を行い被害状況の把握にあたらせるとともに、市民・関係機関及び自主防災組織等の協力を得て情報の収集に努める。

その際、当該災害が、市単独の対応能力のみでは十分な対策を講ずることができないような災害である場合、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報の収集及び報告に努めることとする。

(1) 災害情報の収集

① 被害中心地及び被害規模の推定

市は県と連携して、災害発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

② 地震・津波発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

ア 被害情報の把握内容

各部は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

- a 人的被害
- b 家屋等の建物被害状況
- c 土砂災害発生状況
- d 市民の行動・避難状況
- e 救出・医療救護関係情報
- f 交通機関の運行・道路の状況
- g ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- h 防災関係機関の対策実施状況
- i その他必要な被害報告

イ 市、塩釜地区消防事務組合及び消防団は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119 番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

エ 応急対策活動状況の報告

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

2 災害情報等の伝達

- (1) 市と県の間での情報伝達は、主として宮城県防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。
- (2) 市及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。
- (3) 災対市民総務部は、市内の被害情報等について、防災関係機関及び関係部署等からの情報をとりまとめ、同報無線・広報車・携帯電話、ワンセグ等や、緊急時における災害報道等に関する協定を締結している報道機関等を活用して、市民に対し迅速かつ正確に伝達するよう努めることとする。

① 市が発表する情報

ア 被害情報

市内の被害状況、道路等の通行止め状況、ライフラインの被害状況、公共交通手段の稼働状況

イ 避難情報

避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令状況及び指定避難所の開設状況

ウ 応急生活支援情報

応急給水の実施、炊き出し等による給食の実施、資機材の提供

エ 被災者支援情報

被害調査の実施、り災証明の発行、災害義援金等の支給及び貸付、税等の減免、被災者生活再建支援制度等の実施

オ その他情報

② 伝達基準

警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき(自動設置の場合を含む)

③ 伝達内容

- ア 警戒本部又は災害対策本部の設置
- イ 市が発表する情報（被害情報等）
- ウ 市民に対する災害対応行動の要請及び注意事項の告知 等

3 災害情報等の交換

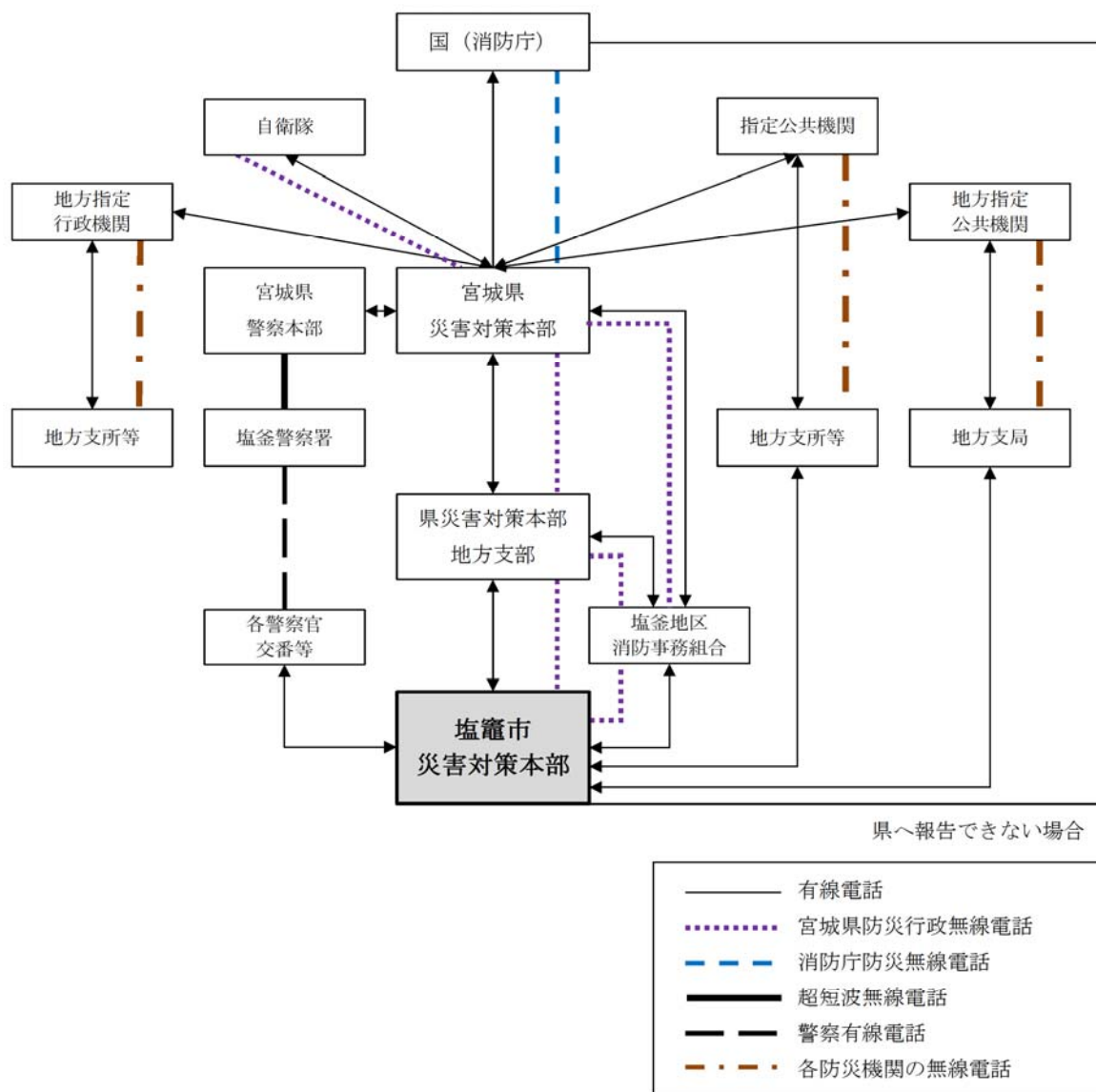
(1) 災害情報の種類

市及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ① 災害に関連する気象等の観測結果等の資料に関すること。
- ② 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ③ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ④ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

(2) 災害情報等の相互交換体制

- ① 県、市及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。
 - ア 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
 - イ 関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
 - ウ 災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。
- ② 県、市及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- ③ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである



（3）災害状況等の報告

- ① 市は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を宮城県仙台地方振興事務所を経由し、市町村被害状況報告要領（資料編Ⅲ－２－１）に基づき速やかに県に報告する。
- ② 市は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取り纏めの上、10日以内に県へ報告するものとする。

第3節 災害広報活動

目 的

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・財産の保全、社会秩序の維持並びに民心安定を図るため、災害情報、事前措置及び市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を行うものとする。

また、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、指定避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供するものとする。

なお、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第1「社会的混乱の防止」の定めに従う。

第2 広報の実施事項

広報の実施事項は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第2「広報の実施事項」の定めに従う。

第3 広報資料の作成

広報資料の作成は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第3「広報資料の作成」の定めに従う。

第4 広報実施方法

広報実施方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第4「広報実施方法」の定めに従う。

第4節 相互応援活動

目 的

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

なお、応援協定等の締結状況等については、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 相互応援体制の整備」の定めによる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第1「市町村間の相互応援活動」の定めに従う。

第2 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第2「消防機関の相互応援活動」の定めに従う。

第3 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

緊急消防援助隊の応援要請及び受入れは、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第3「緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ」の定めに従う。

第4 広域的な応援体制

広域的な応援体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第4「広域的な応援体制」の定めに従う。

第5 受入れ体制の確保

受入れ体制の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第5「受入れ体制の確保」の定めに従う。

第5節 災害救助法の適用

目 的

市域に一定の規模以上の災害が発生し、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものである。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、第1編地震災害対策編 第3章 第5節 第1「災害救助法の適用」の定めに従う。

第2 救助の実施の委任

災害救助法の委任は、第1編地震災害対策編 第3章 第5節 第2「救助の実施の委任」の定めに従う。

第6節 自衛隊の災害派遣

目 的

市は、大規模地震・津波災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認める場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

災害派遣の基準及び要請の手続きは、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第1「災害派遣の基準及び要請の手続き」の定めに準ずる。

第2 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第2「自衛隊との連絡調整」の定めに準ずる。

第3 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第3「派遣部隊の活動内容」の定めに準ずる。

第4 派遣部隊の受入体制

派遣部隊の受入体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第4「派遣部隊の受入体制」の定めに準ずる。

第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第5「派遣部隊の撤収」の定めに準ずる。

第6 経費の負担

経費の負担は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第6「経費の負担」の定めに準ずる。

第7節 救急・救助活動

目 的

大規模地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊、流出、落下物及び出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市及び防災関係機関等は連絡を密にし速やかな応急対策を実施するものとする。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織・事業所・一般市民においても防災の基本理念に基づき『自助』『共助』の精神のもとに自ら救出・救助活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の活動

市の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第1「市の活動」の定めに準ずる。

第2 消防機関の活動

消防機関の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第2「消防機関の活動」の定めに準ずる。

第3 塩釜警察署の活動

塩釜警察署の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第3「塩釜警察署の活動」の定めに準ずる。

第4 宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第4「宮城海上保安部の活動」の定めに準ずる。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

市民及び自主防災組織等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第5「市民及び自主防災組織等の活動」の定めに準ずる。

第6 惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第6「惨事ストレス対策」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

救急・救助活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第

3章 第7節「救急・救助活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

救急・救助活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 7節「救急・救助活動」の定めに準ずる。

第8節 医療救護活動

目的

大規模地震・津波災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求される。

そのため、県、市及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が実施する災害時の在宅医療患者の安否確認について協力するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 医療機関等の情報の収集

医療機関等の情報の収集は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第1「医療機関等の情報の収集」の定めに準ずる。

第2 医療救護活動の実施要領

医療救護活動の実施要領は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第2「医療救護活動の実施要領」の定めに準ずる。

第3 医薬品及び医療資機材の調達

医薬品及び医療資機材の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第3「医薬品及び医療資機材の調達」の定めに準ずる。

第4 在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第4「在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

第5 応援要請

応援要請は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第5「応援要請」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

医療救護活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節「医療救護活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

医療救護活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節「医療救護活動」の定めに準ずる。

第9節 消火活動

目 的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより市民、自主防災組織及び事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行うものとする。

また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。

なお、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、火災が発生した場合は、消防機関が行う消火活動等に協力する他、出火防止及び初期消火活動を行うものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 消火活動の基本

消火活動の基本は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第1「消火活動の基本」の定めに準ずる

第2 本部長の措置

本部長の措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第2「本部長の措置」の定めに準ずる

第3 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第3「消防機関等の活動」の定めに準ずる

第4 事業所の活動

事業所の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第4「事業所の活動」の定めに準ずる

第5 自主防災組織等の活動

自主防災組織等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第5「自主防災組織等の活動」の定めに準ずる

第6 市民の活動

市民の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第6「市民の活動」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

消火活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

建築物等の安全化対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」の定めに準ずる。

第10節 交通・輸送活動

目的

大規模地震・津波災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、市及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

また、津波発生時の自動車運転者（市民等）は、交通・輸送活動の支障にならない行動に努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 交通規制

交通規制は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第1「交通規制」の定めに準ずる。

第2 緊急輸送活動

緊急輸送活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第2「緊急輸送活動」の定めに準ずる。

第3 陸上交通の確保

陸上交通の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第3「陸上交通の確保」の定めに準ずる。

第4 海上交通の確保

海上交通の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第4「海上交通の確保」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

交通・輸送活動における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節「交通・輸送活動」の定めに準ずる。

第11節 ヘリコプターの活動

目 的

大規模地震・津波災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合や、海上交通の確保が困難となった離島については、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の体制

市のヘリコプター活動の体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第11節 第1「市の体制」の定めに準ずる。

第12節 避難活動

目的

市及び防災関係機関は、地震・津波が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、警戒区域の設定や危険区域内の住民を適切に安全な場所に避難させ、『塩竈市避難所運営マニュアル』に基づき、速やかに指定避難所を開設し、管理運営を行うものとする。その際、避難行動要支援者については十分考慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害時の避難誘導、指定避難所等の運営、管理等、避難活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 津波の警戒

1 津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等

県は、仙台管区気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、県総合防災情報システム(MIDORI)により市及び各消防機関へ速やかに伝達する。

2 津波警報、避難勧告等の伝達

県及び市は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して市民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。

3 市民等への津波警報等の発表・伝達

市民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

4 防潮水門等施設管理者の措置

防潮水門等施設管理者は、地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。

5 防災ヘリコプターの出動

県は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、防災ヘリコプターを出動させ、県警ヘリコプター及び消防ヘリコプターと連携を図りながら、上空からの避難広報活動を行う。

6 管理道路の通行止め等の措置

道路管理者は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。

7 警察の措置

警察は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線若しくは有線により伝達し、塩釜警察署は伝達系統図に従い市に通知し、警戒を行う。また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。

8 東北地方整備局の措置

東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震災害の防災体制に入る。また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。

9 宮城海上保安本部の措置

宮城海上保安本部は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図り、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、市等と協力して警戒に当たる。

第2 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第1「避難の勧告又は指示」の定めに準ずる。

第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知

避難の勧告又は指示の内容及び周知は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第2「避難の準備及び勧告又は指示の基準並びに伝達方法」の定めに準ずる。

第4 避難の誘導

避難の誘導は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第4「避難の方法」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 市職員、警察官、消防職員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、一時避難場所(津波避難ビル等)へ避難誘導する。
- 2 市は、消防員、消防団員、市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

第5 指定避難所の開設及び運営

指定避難所の開設及び運営は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第5「指定避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

第6 避難長期化への対処

避難長期化への対処は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第6「避難長期化への対処」の定めに準ずる。

第7 帰宅困難者対策

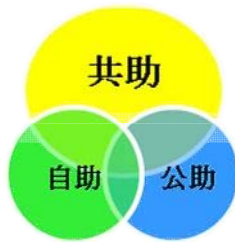
帰宅困難者対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第7「帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第8 広域避難者への支援

広域避難者への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第8「広域避難者への支援」の定めに準ずる。

第9 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第9「在宅避難者への支援」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

避難活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節「避難活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

避難活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節「避難活動」の定めに準ずる。

第13節 応急仮設住宅等の建設及び被災建築物等の応急危険度判定

目 的

大規模地震・津波災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は指定避難所等で生活をするようになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施するものとする。

また、町内会等は応急仮設住宅の維持、管理、運営上の対応に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 建物等の被害調査

建物等の被害調査は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第1「建物等の被害調査」の定め に準ずる。

第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備

応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第2「応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備」の定め に準ずる。

第3 公営住宅等の活用等

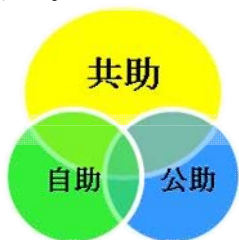
公営住宅等の活用等は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第3「公営住宅等の活用等」の定め に準ずる。

第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第4「応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備」の定め に準ずる。

第5 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第5「住宅の応急修理」の定め に準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

応急仮設住宅等の建設及び被災建築物等の応急危険度判定における、町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節「応急仮設住宅等の建設及び被災建築物等の応急危険度判定」の定め に準ずる。

第14節 相談活動

目 的

市は、大規模地震・津波災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動の体制を整備し、県及び防災関係機関とも連携して対応するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の相談活動

市の相談活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第1「市の相談活動」の定めに準ずる。

第2 相談窓口設置の周知

相談窓口設置の周知は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第2「相談窓口設置の周知」の定めに準ずる。

第3 報告

報告は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第3「報告」の定めに準ずる。

第4 関係機関との連携

関係機関との連携は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第4「関係機関との連携」の定めに準ずる。

第15節 避難行動要支援者・外国人対応

目 的

大規模な地震・津波災害が発生した場合に、要介護認定者や障がい者など自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者は、避難に関する情報伝達、避難時の行動、避難所等での健康維持など、様々な過程において、避難支援者等による適切な応急対策が必要となる。

このため、市は、関係機関と連携しながら震災時における避難行動要支援者対策を講じるものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う避難行動要支援者・外国人対応に協力するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 高齢者・障がい者等への対策

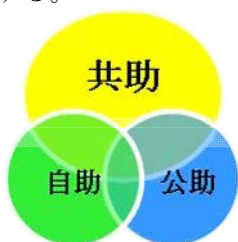
高齢者・障がい者等への対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第1「高齢者・障がい者等への対策」の定めに準ずる。

第2 外国人支援対策

外国人支援対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第2「外国人支援対策」の定めに準ずる。

第3 旅行者への対策

旅行者への対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第3「旅行者への対策」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

建築物等の安全化対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節「避難行動要支援者・外国人対応」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

建築物等の安全化対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節「避難行動要支援者・外国人対応」の定めに準ずる。

第16節 愛玩動物の収容対策

目 的

大規模地震・津波災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や社団法人宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

また、市民等は、市等が行う動物の保護や適正な飼育に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 被災地域における動物の保護

被災地域における動物の保護は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第1「被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

第2 指定避難所における動物の適正な飼育

指定避難所における動物の適正な飼育は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第2「指定避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

仮設住宅における動物の適正な飼育は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第3「仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

愛玩動物の収容対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節「愛玩動物の収容対策」の定めに準ずる。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

目 的

市は、大規模地震・津波災害時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料・飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達並びに供給活動を行うものとする。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う食料、飲料水及び生活必需品等の配布、応急給水等に協力するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 食料

食料の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第1「食料」の定めに準ずる。

第2 飲料水

飲料水の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第2「飲料水」の定めに準ずる。

第3 生活物資

生活物資の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第3「生活物資」の定めに準ずる。

第4 物資の輸送体制

物資の輸送体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第4「物資の輸送体制」の定めに準ずる。

第5 救援物資の受入れ及び配分

救援物資の受入れ及び配分は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第5「救援物資の受入れ及び配分」の定めに準ずる。

第6 食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄

食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第6「食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄」の定めに準ずる。

第7 燃料の調達・供給

燃料の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第7「燃料の調達・供給」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定めに準ずる。

第18節 防疫・保健衛生活動

目 的

大規模地震・津波災害時には、被災地、特に避難所においては一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、市及び県は迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施するものとする。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町内会は、指定避難所の防疫・保健衛生活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防疫

防疫活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第1「防疫」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 感染症の予防

津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

第2 保健衛生対策

保健衛生対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第2「保健衛生対策」の定めに基づき、

第3 食品衛生管理

食品衛生管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第3「食品衛生管理」の定めに基づき、



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

防疫・保健衛生活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節「防疫・保健衛生活動」の定めに基づき、

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

目 的

市及び防災関係機関は、大規模地震・津波災害による火災や建物倒壊などで死者及び行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索・処理を速やかに行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 遺体等の搜索

遺体等の搜索は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第1「遺体等の搜索」の定めに従う。

第2 遺体の処理及び収容

遺体の処理及び収容は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第2「遺体の処理及び収容」の定めに従う。

第3 遺体の火葬、埋葬

遺体の火葬、埋葬は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第3「遺体の火葬、埋葬」の定めに従う。

第4 費用

遺体等の搜索・処理・埋葬費用は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第4「費用」の定めに従う。

第20節 廃棄物処理活動

目 的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、及び火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図るものとする。

また、市民は、市の廃棄物処理活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第1「災害廃棄物の処理」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 県及び市の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、海岸利用者・地域住民の安全確保のため一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

- (1) 第一報通報者への対応
- (2) 現地確認の準備
- (3) 現地の状況把握
- (4) 専門家の要請

第2 処理体制

処理体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第2「処理体制」の定めに従う。

第3 処理方法

処理方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第3「処理方法」の定めに従う。

第4 推進方策

推進方策は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第4「推進方策」の定めに従う。

第5 海に流出した災害廃棄物の処理

県及び市は、国や関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、必要な措置を講じる。

- 1 災害廃棄物の状況把握
- 2 市域や海域の実情に応じた措置
- 3 種類や性状に応じた適切な処理

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器、農薬等の薬品が入ったもの等、有害な物質等の取扱いについて十分に留意する。

第6 死亡した獣畜の処理方法

死亡した獣畜の処理方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第5「死亡した獣畜の処理方法」の定めに準ずる。

第7 市民への広報

市民への広報は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第6「市民への広報」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

廃棄物処理活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節「廃棄物処理活動」の定めに準ずる。

第21節 社会秩序維持活動

目 的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模地震・津波災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 生活必需品等の物価監視

生活必需品等の物価監視は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第1「生活必需品等の物価監視」の定めに準ずる。

第2 警察の活動

警察の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第2「警察の活動」の定めに準ずる。

第3 宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第3「宮城海上保安部の活動」の定めに準ずる。

第22節 教育活動

目的

大規模地震災害により学校教育施設等が被災し、又は児童、生徒等及び幼児等が通常の実育を行ふことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童、生徒等及び幼児の教育対策等必要な措置を講じるものとする。

加えて、生涯学習施設及び文化財の応急復旧に必要な措置を講じるものとする。

また、自主防災組織等は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、避難所の運営が円滑に行われるよう協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 避難措置

避難措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第1「避難措置」の定めに準ずる。

第2 学校等施設等の応急措置

学校等施設等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第2「学校等施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第3 教育の実施

教育の実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第3「教育の実施」の定めに準ずる。

第4 心身の健康管理

心身の健康管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第4「心身の健康管理」の定めに準ずる。

第5 学用品等の調達

学用品等の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第5「学用品等の調達」の定めに準ずる。

第6 学校給食対策

学校給食対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第6「学校給食対策」の定めに準ずる。

第7 通学手段の確保

通学手段の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第7「通学手段の確保」の定めに準ずる。

第8 学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第8「学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置」の定めに準ずる。

第9 災害応急対策への生徒の協力

災害応急対策への生徒の協力は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節 第9「災害応急対策への生徒の協力」の定めに準ずる。

第10 生涯学習施設等の応急措置

生涯学習施設等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節 第10「生涯学習施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第11 文化財等の応急措置

文化財等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節 第11「文化財等の応急措置」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

教育活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節「教育活動」に定めるほか、次の共助対策を行う。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

目的

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、保有する防災資機材等の活用と併せて、関係業者からの借り上げをはじめ、あらゆる手段を用い万全を期すものとする。

また、自主防災組織等は、奉仕団の編成等を行い速やかな応急対策の実施に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 緊急使用のための資機材の調達

緊急使用のための資機材の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第1「緊急使用のための資機材の調達」の定めに準ずる。

第2 労働者の確保

労働者の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第2「労働者の確保」の定めに準ずる。

第3 応援派遣による技術者等の動員

応援派遣による技術者等の動員は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第3「応援派遣による技術者等の動員」の定めに準ずる。

第4 従事命令等による労働者等の強制動員

従事命令等による労働者等の強制動員は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第4「従事命令等による労働者等の強制動員」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

防災資機材及び労働力の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節「防災資機材及び労働力の確保」の定めに準ずる。

第24節 公共土木施設等の応急対策

目 的

道路及び鉄道等の交通基盤並びに港湾、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模地震・津波発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者については、それぞれ応急体制を整備し相互に連携を図りつつ迅速な対応をはかるものとする。

また、沿岸部では震災による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 道路施設

道路施設の応急対策は、は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第1「道路施設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 県公安委員会は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、指定避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

第2 海岸保全施設

海岸保全施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第2「海岸保全施設」の定めに準ずる。

第3 砂防施設

砂防施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第3「砂防施設」の定めに準ずる。

第4 港湾施設

港湾施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第4「港湾施設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 宮城海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の措置を講じ、港湾管理者は、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。
- 2 港内には多くの瓦礫等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無及び水深の調査に係る深浅測量を実施後、港毎に優先順位を付け、国の関係機関と協力し、啓開作業を実施する。

第5 漁港施設

漁港施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第5「漁港施設」の定めに準ずる。

るほか、次の対策を実施する。

- 1 漁港の航路・泊地内には多くの瓦礫や漁具等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無を確認後、漁港毎に優先順位を付け、啓開作業を実施する。

第6 鉄道施設

鉄道施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第6「鉄道施設」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

- 1 鉄道事業の管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合や、津波の襲来や津波襲来後の漂流物により運行に支障が生じた場合、運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講じる。

第7 都市公園施設

都市公園施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第7「都市公園施設」の定めに従う。

第8 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第8「廃棄物処理施設」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

- 1 津波被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

第9 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第9「被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」の定めに従う。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

目 的

大規模地震・津波災害により、上下水道、電気、ガス及び電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活の機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努めるものとする。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水道施設

水道施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第1「水道施設」の定めに準ずる。

第2 下水道施設

下水道施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第2「下水道施設」の定めに準ずる。

第3 電力施設（東北電力㈱塩釜営業所）

電力施設（東北電力㈱塩釜営業所）の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第3「電力施設（東北電力㈱塩釜営業所）」の定めに準ずる。

第4 ガス施設

ガス施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第4「ガス施設」の定めに準ずる。

第5 電信・電話施設

電信・電話施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第5「電信・電話施設」の定めに準ずる。

第26節 危険物施設等の安全確保

目 的

大規模地震・津波により危険物（消防法に定める危険物施設）及び高圧ガス施設等が被害を受け、危険物の流失やその他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じる。また、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危険防止をはかるために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施するものとする。

なお、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市民への広報

市民への広報は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第1「市民への広報」の定めに準ずる。

第2 危険物施設（塩釜地区消防事務組合、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）

危険物施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第2「危険物施設（塩釜地区消防事務組合、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）」の定めに準ずる。

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第3「高圧ガス施設」の定めに準ずる。

第4 毒物・劇物貯蔵施設（塩釜地区消防事務組合、宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所）

毒物・劇物貯蔵施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第4「毒物・劇物貯蔵施設（塩釜地区消防事務組合、宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所）」の定めに準ずる。

第27節 農林水産業の応急対策

目 的

大規模地震・津波により、養殖施設、農業生産基盤等の被害を最小限に食い止めるために、市は県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、必要な応急対策を行うものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水産業

水産業の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第1「水産業」の定めに準ずる。

第2 農業

農林業の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第2「農業」の定めに準ずる。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

目 的

地震・津波等による自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 二次災害の防止活動

二次災害の防止活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第1「二次災害の防止活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 県及び市の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、海岸利用者・地域住民の安全確保のため一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。
 - (1) 第一報通報者への対応
 - (2) 現地確認の準備
 - (3) 現地の状況把握
 - (4) 専門家の要請

2 現場作業員への配慮

県及び市又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、余震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

第2 風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第2「風評被害等の軽減対策」の定めに準ずる。

第3 複合災害軽減対策

複合災害軽減対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第3「複合災害軽減対策」の定めに準ずる。

第29節 応急公用負担等の実施

目 的

市及び防災関係機関は、大規模地震・津波災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋または物資を管理し、使用し、収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を講じ応急対策の万全を図るものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 応急公用負担等の権限

応急公用負担等の権限は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第1「応急公用負担等の権限」の定めに準ずる。

第2 公用令書の交付

公用令書の交付は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第2「公用令書の交付」の定めに準ずる。

第3 損失補償及び損害補償等

損失補償及び損害補償等は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第3「損失補償及び損害補償等」の定めに準ずる。

第30節 防災ボランティア活動

目 的

市は、大規模地震・津波災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

このため、塩釜市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに防災ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける防災ボランティアの活動を支援・調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、市が防災ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応することとする。



■ 塩釜市及び防災機関の役割 ■

第1 防災ボランティア

防災ボランティアの活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第1「防災ボランティア」の定めに準ずる。

第2 専門ボランティア

専門ボランティアの活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第2「専門ボランティア」の定めに準ずる。

第3 NPO/NGOとの連携

NPO/NGOとの連携は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第3「NPO/NGOとの連携」の定めに準ずる。

第3 1 節 海外からの支援の受入れ

目 的

市は、大規模地震・津波災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援活動の受入れは、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第1「海外からの救援活動の受入れ」の定めに準ずる。

第2 救援内容の確認

救援内容の確認は、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第2「救援内容の確認」の定めに準ずる。

第3 関係機関との協力体制

関係機関との協力体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第3「関係機関との協力体制」の定めに準ずる。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

目 的

大規模地震・津波の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境又は経済的貧窮の中に陥れる。

この計画は、地震・津波発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、地震・津波直後の混乱状態を早期に解消し、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から地震・津波に強い都市を構築していくことを目的とする。

市民は、市等と協同して災害復旧・復興の基本方向の決定を行うものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

災害復旧・復興の基本方向の決定等は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第1「災害復旧・復興の基本方向の決定等」の定めに準ずる。

第2 災害復旧計画

災害復旧計画は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第2「災害復旧計画」の定めに準ずる。

第3 災害復興計画

災害復興計画は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第3「災害復興計画」の定めに準ずる。

第4 災害復興基金の設立等

災害復興基金の設立等は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第4「災害復興基金の設立等」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

災害復旧・復興計画における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第1節「災害復旧・復興計画」の定めに準ずる。

第2節 生活再建支援

目 的

市は国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 り災証明の発行

り災証明の発行は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第1「り災証明の発行」の定めに準ずる。

第2 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第2「被災者生活再建支援制度」の定めに準ずる。

第3 地震保険の活用

地震保険の活用は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第3「地震保険の活用」の定めに準ずる。

第4 資金の貸付け

資金の貸付けは、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第4「資金の貸付け」の定めに準ずる。

第5 生活保護

生活保護は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第5「生活保護」の定めに準ずる。

第6 その他救済制度

その他救済制度は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第6「その他救済制度」の定めに準ずる。

第7 税負担等の軽減

税負担等の軽減は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第7「税負担等の軽減」の定めに準ずる。

第8 応急金融対策

応急金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第8「応急金融対策」の定めに準ずる。

第9 雇用対策

雇用対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第9「雇用対策」の定めに準ずる。

第10 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第10「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第3節 住宅復旧支援

目 的

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 一般住宅復興資金の確保

一般住宅復興資金の確保は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第1「一般住宅復興資金の確保」の定めに準ずる。

第2 住宅の建設

住宅の建設は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第2「住宅の建設」の定めに準ずる。

第3 防災集団移転促進事業の活用

防災集団移転促進事業の活用は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第3「防災集団移転促進事業の活用」の定めに準ずる。

第4節 産業復興の支援

目 的

市は、被災した中小企業者及び農漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 中小企業金融対策

中小企業金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第1「中小企業金融対策」の定めに準ずる。

第2 農漁業金融対策

農漁業金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第2「農漁業金融対策」の定めに準ずる。

第3 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第3「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第5節 都市基盤の復興対策

目 的

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、市及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティー復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災まちづくり

防災まちづくりは、第1編地震災害対策編 第4章 第5節 第1「防災まちづくり」の定めに従う。

第2 想定される計画内容例

想定される計画内容例は、第1編地震災害対策編 第4章 第5節 第2「想定される計画内容例」の定めに従う。

第6節 義援金の受入れ、配分

目 的

大規模地震・津波災害時には、国内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 受入れ

義援金の受け入れは、第1編地震災害対策編 第4章 第6節 第1「受入れ」の定めに準ずる。

第2 配 分

義援金の配分は、第1編地震災害対策編 第4章 第6節 第2「配分」の定めに準ずる。

第7節 激甚災害の指定

目 的

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 激甚災害の調査

激甚災害の調査は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第3「激甚災害の調査」の定めに準ずる。

第2 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第4「激甚災害指定の手続き」の定めに準ずる。

第3 特別財政援助の交付(申請)手続き

特別財政援助の交付(申請)手続きは、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第5「特別財政援助の交付(申請)手続き」の定めに準ずる。

第4 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第6「激甚災害指定基準」の定めに準ずる。

第8節 災害対応の検証

目 的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組は、市民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返ることは、今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、過去の大災害等について災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 検証の実施

検証の実施は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第3「検証の実施」の定めに準ずる。

第2 検証体制

検証体制は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第4「検証体制」の定めに準ずる。

第3 検証の対象

検証の対象は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第5「検証の対象」の定めに準ずる。

第4 検証手法

検証手法は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第6「検証手法」の定めに準ずる。

第5 検証結果の防災対策への反映

検証結果の防災対策への反映は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第7「検証結果の防災対策への反映」の定めに準ずる。

第6 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第8「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。